

郡山市いのち支える行動計画

～「ウェルビーイング」の実現を目指して～

(2019 年度～2025 年度)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2024(令和6)年3月

郡山市

はじめに ～ウェルビーイングの実現を目指して～

世界保健機関(WHO)によると、世界では年間約 80 万人近くが自殺で亡くなっています。

この深刻な自殺問題は、1991(平成 3 年)年の国際連合(UN)総会において認識され、国レベルでの自殺予防の具体的な行動を開始することが提唱されました。

1996(平成 8 年)年には、UNとWHOから国レベルでの自殺予防対策立案のガイドラインが発表され、これまで各国が、それぞれの実状に合わせた独自の自殺対策を推進しております。

わが国では、2006(平成 18 年)年に自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 号)が施行され、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として認識されるようになり、国をあげて自殺対策を総合的に推進した結果、全国の自殺者数は、3 万人台から減少したものの、依然として毎年 2 万人を超える方が、自ら命を絶たざるを得ない状況に追い込まれています。

このような中、2016(平成 28 年)年に自殺対策基本法が改正され、自殺対策は、「生きることの包括的な支援」として実施されるべきとすることが基本理念として明記されるとともに、誰もが自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての自治体に「自殺対策計画」の策定が義務づけられました。

本市では、ゲートキーパー養成研修会や自殺予防講演会を開催するほか、精神科医や精神保健福祉士等による各種相談体制を充実させるとともに、2014(平成 26 年)11 月に、WHOが推奨する安全安心なまちづくりを分野横断的に進めるセーフコミュニティの取組を開始し、市民、団体、行政が連携・協働の基に、自殺対策を進めています。

2017(平成 29 年)年には、「郡山市自殺対策基本条例」を制定し、「誰一人自殺に追い込まれることのないまち こおりやま」を目指し、「生きることの包括的な支援」に関連する各種事業を推進するため、2019(平成 31 年)3 月に「郡山市いのち支える行動計画」を策定しました。

しかし、2020(令和 2 年)以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、特に未成年者の自殺者数が増加し、それまで減少傾向にあった総数も増加に転じました。

こうした中、国では、2022(令和 4 年)10 月に新たな自殺総合対策大綱を閣議決定し、これに伴い各自治体では、地域の実状を踏まえ「自殺対策計画」を見直すこととなりました。

本市におきましても、多様な個人や地域社会が、幸せや豊かさ・生きがいを感じられる「ウェルビーイング」の実現を目指せるように「郡山市いのち支える行動計画」を改訂し、全市あげた「生きることの包括的な支援」をさらに推進してまいります。

2024(令和 6 年)3 月

郡山市

【世界の自殺対策から見た日本と郡山市の自殺対策】



目 次

第 1 章 計画の概要	1
1 計画改訂の背景・趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の目指すもの	4
5 SDGsとセーフコミュニティとの連携	4
6 孤独・孤立対策との連携	4
第 2 章 郡山市の自殺の現状	5
1 郡山市の自殺の現状把握について	6
2 郡山市の自殺の特徴	6
3 郡山市の自殺者数・男女別自殺者数の推移	10
4 郡山市の自殺者の男女別割合	10
5 郡山市の自殺死亡率の推移	10
6 郡山市の自殺者の年代別割合	11
7 郡山市の自殺者の職業別割合	12
8 郡山市の自殺原因・動機別割合	12
9 郡山市の年代別死因順位	13
第 3 章 これまでの取組評価と課題	14
1 前期計画の評価	15
2 郡山市の課題	16
第 4 章 郡山市における自殺対策の取組方針	18
1 基本方針	19
(1) 基本方針 1：生きることの包括的な支援の推進	19
(2) 基本方針 2：関連施策との連携による総合的な対策の展開	19
(3) 基本方針 3：対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動	20
(4) 基本方針 4：実践と啓発を両輪として推進	21
(5) 基本方針 5：関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進	21
2 計画の数値目標	22
3 施策の指標	22
4 施策の概要図	23

5 施策の内容	24
(1) 4つの基本施策	24
(2) 6つの重点施策	29
6 施策の体系図	35

第 5 章 自殺対策の推進体制 37

1 自殺対策の推進体制	38
2 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ SDGs の反映	39
3 セーフコミュニティ活動	40
4 こおりやま広域連携中枢都市圏との協働	42

資料編 43

資料-1 自殺対策基本法	44
資料-2 郡山市自殺対策基本条例	49
資料-3 郡山市自殺対策推進庁内委員会設置要綱	53
資料-4 郡山市セーフコミュニティ推進協議会会則	55
資料-5 計画改訂経緯	59

第1章

計画の概要

1 計画改訂の背景・趣旨

我が国の自殺者数は、1998(平成10)年以降年間3万人を超え、その後も高い水準が続いていました。このような中、2006(平成18)年に「自殺対策基本法」が制定され、2016(平成28)年に自殺対策基本法が改正され、すべての都道府県及び市町村において、「地域自殺対策計画」を策定することとなりました。

自殺対策を取り巻く社会的情勢の変化を踏まえ、本市では、「自殺対策基本法」及び「郡山市自殺対策基本条例」に基づき、2019(平成31)年3月に、2019(令和元)年度から2025(令和7)年度までの7年間を計画期間とする「郡山市いのち支える行動計画」を策定しました。

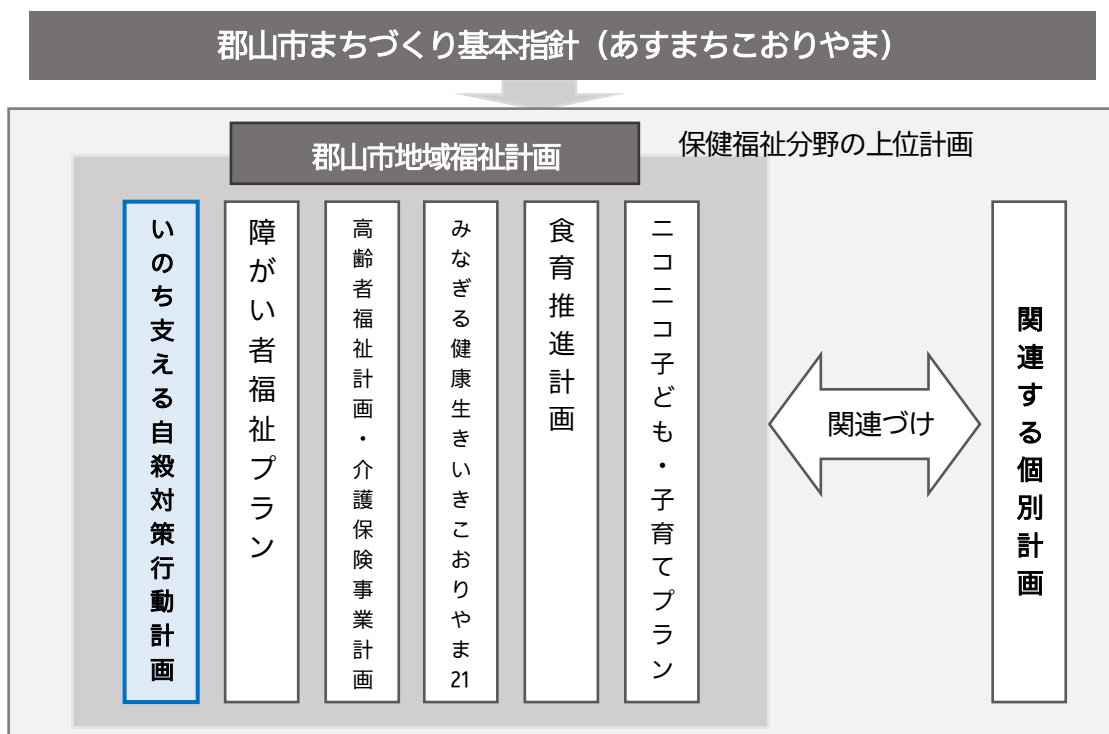
その後、2022(令和4)年10月14日に、国の新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されたことを受け、本市は、2019(令和元)年度から2022(令和4)年度までの中間評価を基に2023(令和5)年度に「郡山市いのち支える行動計画」を改訂しました。

2006年 自殺対策基本法施行 → 2016年 法改正(計画策定の義務化)
2007年 自殺対策総合大綱 → 2022年 新たな大綱の閣議決定(10.14)
2017年 郡山市自殺対策基本条例施行
2019年 郡山市いのち支える行動計画策定

2 計画の位置付け

本計画は、国の「自殺総合対策大綱」や郡山市自殺対策基本条例の趣旨を踏まえつつ、自殺対策基本法第13条第2項に基づき策定し、子どもから高齢者まで生涯を通じて生きるための総合的な支援に取り組むものです。

また、本市の行政運営を総合的かつ計画的に進めるための「郡山市まちづくり基本指針」や本市関連計画との整合性を図ります。

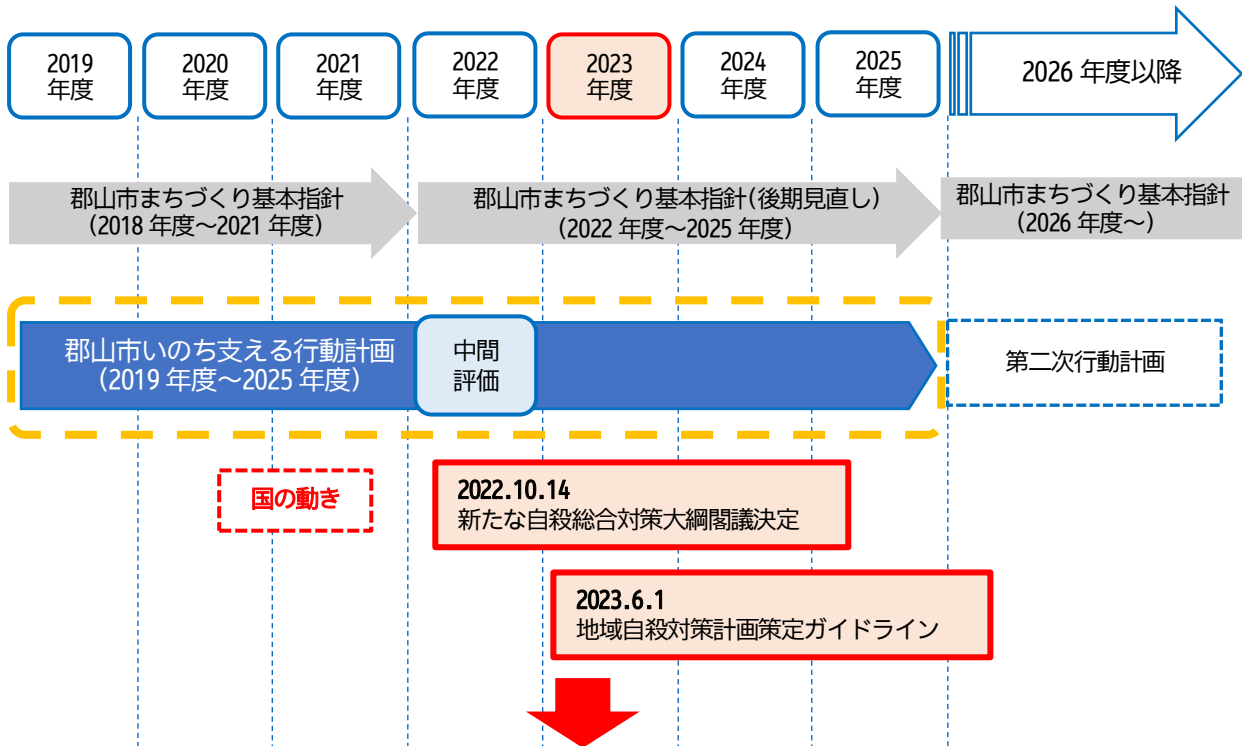


3 計画の期間

本計画の期間は、2019(平成31)年度から2025(令和7)年度までの7年間です。

本市では、当初、2025(令和7)年度に次期計画の策定を予定しておりましたが、2022(令和4)年10月14日に国の新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されたことを受け、2019(令和元年)年度から2022(令和4)年度までの中間評価を基に、2023(令和5)年度に「郡山市いのち支える行動計画」を改訂しました。

【当初の予定】



【変更後の予定】

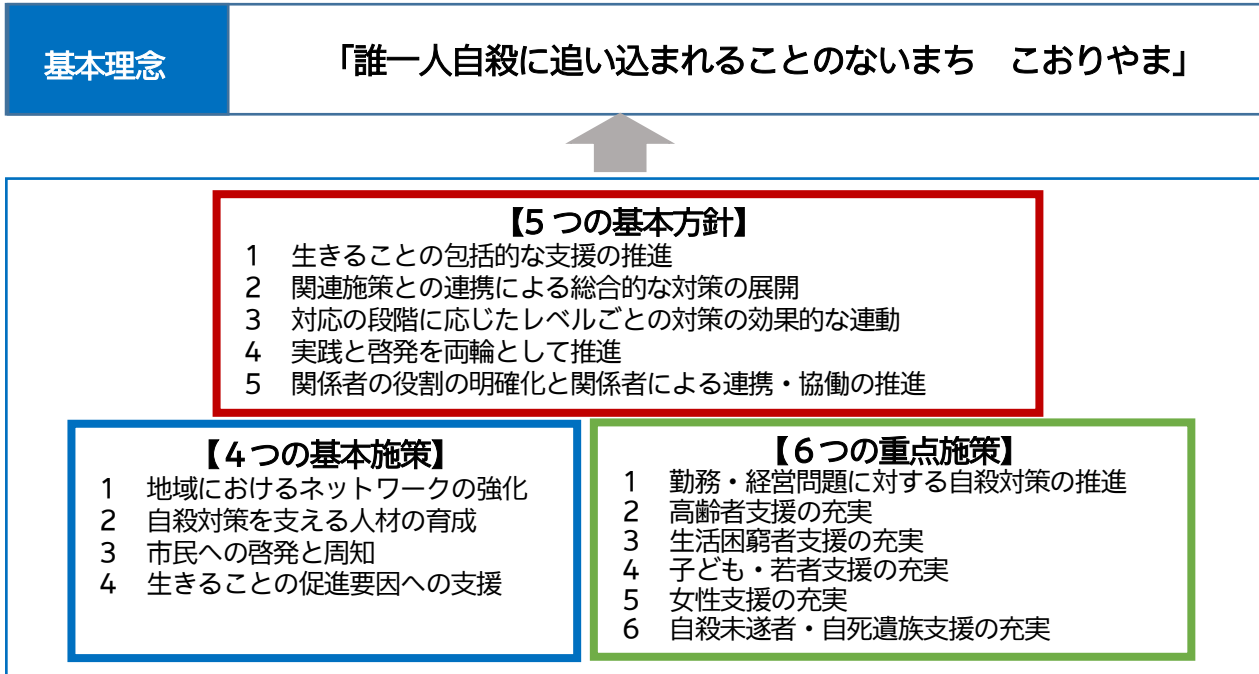


【参考：福島県の予定】



4 計画の目指すもの

本市の自殺対策は、5つの基本方針のもと、「4つの基本施策」と「6つの重点施策」で構成されており、「生きることの包括的な支援の推進」をはじめとする「誰一人自殺に追い込まれることのないまち こおりやま」を目指しています。



5 SDGsとセーフコミュニティとの連携

2019(令和元)年7月1日に、郡山市は内閣府から県内初の「SDGs未来都市」に選定され、市民、民間企業、研究・学術機関等の多様なステークホルダーと連携・協働し、SDGsの達成に向けた各種取り組みを推進しています。

本市は、セーフコミュニティ活動とともに、「誰一人取り残されない持続可能な社会」の実現を基本理念とするSDGsの達成を目指します。

6 孤独・孤立対策との連携

雇用環境やライフスタイルの変化、人口減少や核家族化等を背景に人と人との希薄化が進み、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しました。

2023(令和5)年に「孤独・孤立対策推進法」が通常国会で成立したことを受け、自殺対策と基本的理念は共通する部分が多いため、連携を図ってまいります。

第2章

郡山市の自殺の現状

1 郡山市の自殺の現状把握について

自殺対策を推進するには、本市の自殺の現状を把握する必要があります。そのため、本市は、「いのち支える自殺対策推進センター(各自治体の自殺の実態分析や対策の支援、研修等を行う機関)」が、各自治体の自殺の実態をまとめた「地域自殺実態プロファイル」を活用し、本市の現状を把握しました。

統計には、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」があり、両方の統計を使用し、「自殺者数」と「自殺死亡率」の値を参照しました。

なお、2つの統計には以下の違いがあります。

<p style="text-align: center;">厚生労働省 「人口動態統計」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人を含まない。 ○自殺、他殺あるいは事故死いずれか不明のときは、自殺以外に計上している。 ○「職業別」「原因・動機別」の項目がない。
<p style="text-align: center;">警察庁 「自殺統計」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人を含む。 ○捜査等により、自殺であると判明した時点で計上する。 ○「職業別」「原因・動機別」の項目がある。

2 郡山市の自殺の特徴

「人口動態統計」、「自殺統計」(警察庁自殺統計原票データに基づき、厚生労働省自殺対策推進室から公表されている「地域における自殺の基礎資料」)及び「特別集計」(警察庁自殺統計原票データを自殺総合対策推進センターと厚生労働省自殺対策推進室で特別集計し作成したもの)の3種類の資料に基づき、「郡山市の自殺の現状」に関する各種データを作成しました。

現 状 郡山市の自殺者数

⇒2017年(平成29年)から2021年(令和3年)までの5年間合計：314人

(内訳：男性220人、女性94人)

(1) 郡山市の主な自殺の特徴

自殺者の特徴 上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率 (人口10万対)	背景にある主な自殺の 危機経路
1位 男性 40～59 歳有職同居	44 人	14.0%	26.3	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+ 仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位 男性 60 歳以上無職同居	41 人	13.1%	38.5	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+ 身体疾患→自殺
3位 男性 20～39 歳有職同居	31 人	9.9%	27.6	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→ パワハラ+過労→うつ状態→自殺
4位 女性 60 歳以上無職同居	29 人	9.2%	15.6	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位 男性 40～59 歳無職同居	18 人	5.7%	137.8	失業→生活苦→借金+家庭間の不和→う つ状態→自殺

- ・本市の主な自殺の特徴として、「上位5区分」の「背景にある主な自殺の危機経路」では、「仕事に関わる事案」から「うつ状態」になるケースが多い傾向にあります。

(2) 郡山市の主な自殺の特徴上位5区分の比較

(過去3年の地域自殺実態プロファイルでの比較)

自殺者数 5年計	プロファイル 2020 より (2015～2019年)	プロファイル 2021 より (2016～2020年)	プロファイル 2022 より (2017～2021年)
1位	男性 40～59 歳有職同居	男性 60 歳以上無職同居	男性 40～59 歳有職同居
2位	女性 60 歳以上無職同居	男性 40～59 歳有職同居	男性 60 歳以上無職同居
3位	男性 60 歳以上無職同居	女性 60 歳以上無職同居	男性 20～39 歳有職同居
4位	男性 20～39 歳有職同居	男性 20～39 歳有職同居	女性 60 歳以上無職同居
5位	男性 40～59 歳無職同居	男性 40～59 歳無職同居	男性 40～59 歳無職同居

- ・「女性 60 歳以上無職同居」は、2020(令和2)年から順位が減少傾向にあります。
- ・「男性 40～59 歳有職同居」と「男性 60 歳以上無職同居」は、上位を占めており、男性に対する自殺対策が必要とされています。

※警察庁自殺統計原票データを厚生労働省(自殺対策推進室)において特別集計

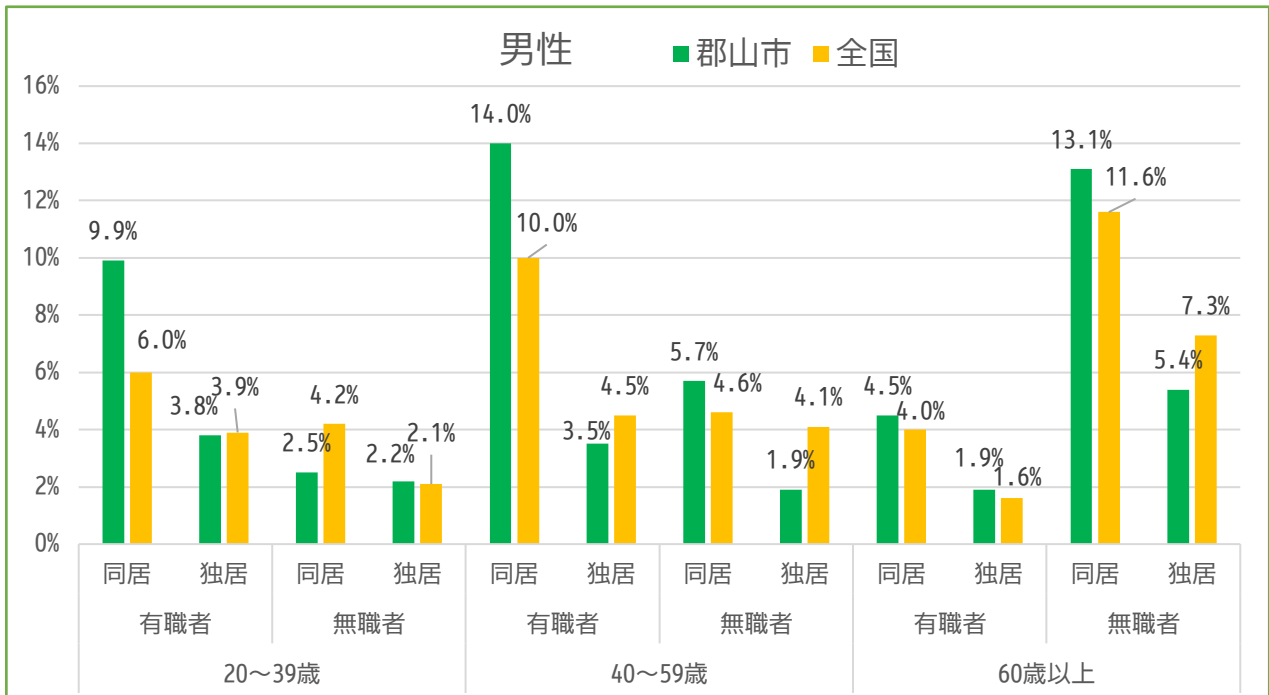
※順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としました。

※自殺死亡率の母数(人口)は、2015年国勢調査をもとに自殺総合対策推進センターにて推計

※「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書(ライフリンク)を参考にしました。

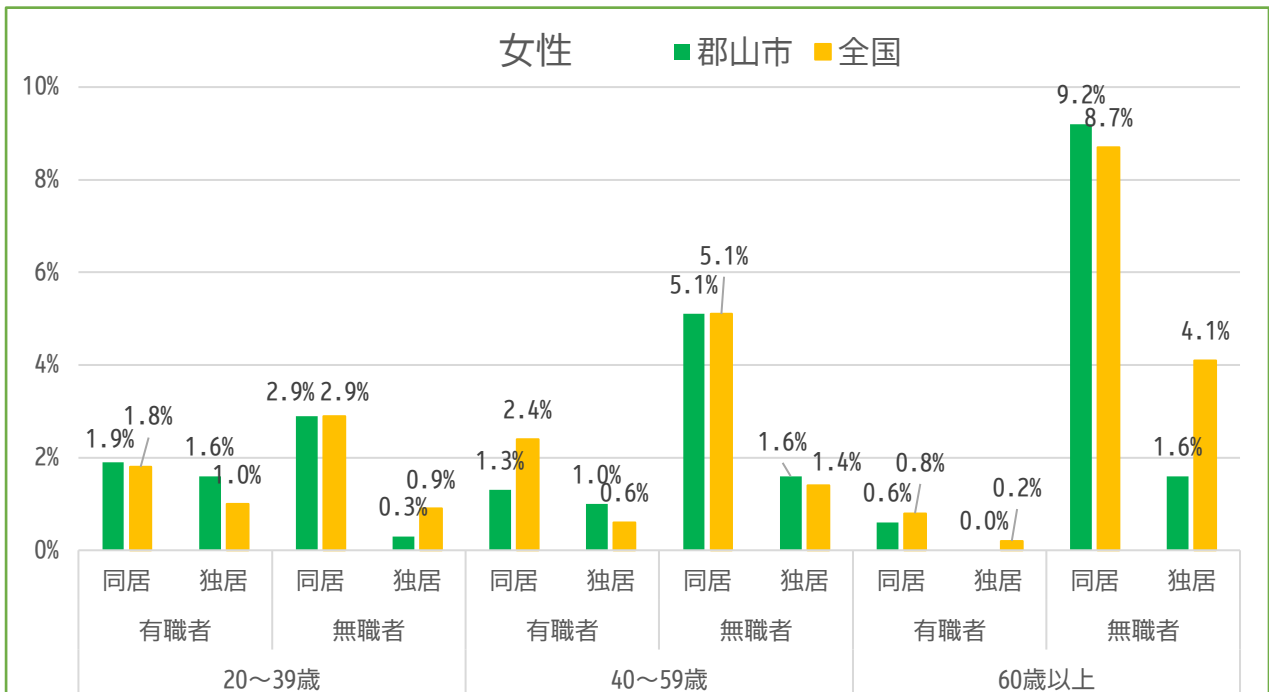
(3) 郡山市の年齢階級、仕事・同居人の有無別の自殺者の割合

(2017(平成29)年～2021(令和3)年の5年間の累計)



出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022 年更新版」

・男性は、いずれの年代においても有職者・同居の方の自殺者が多く、40～59歳が最も多い状況です。

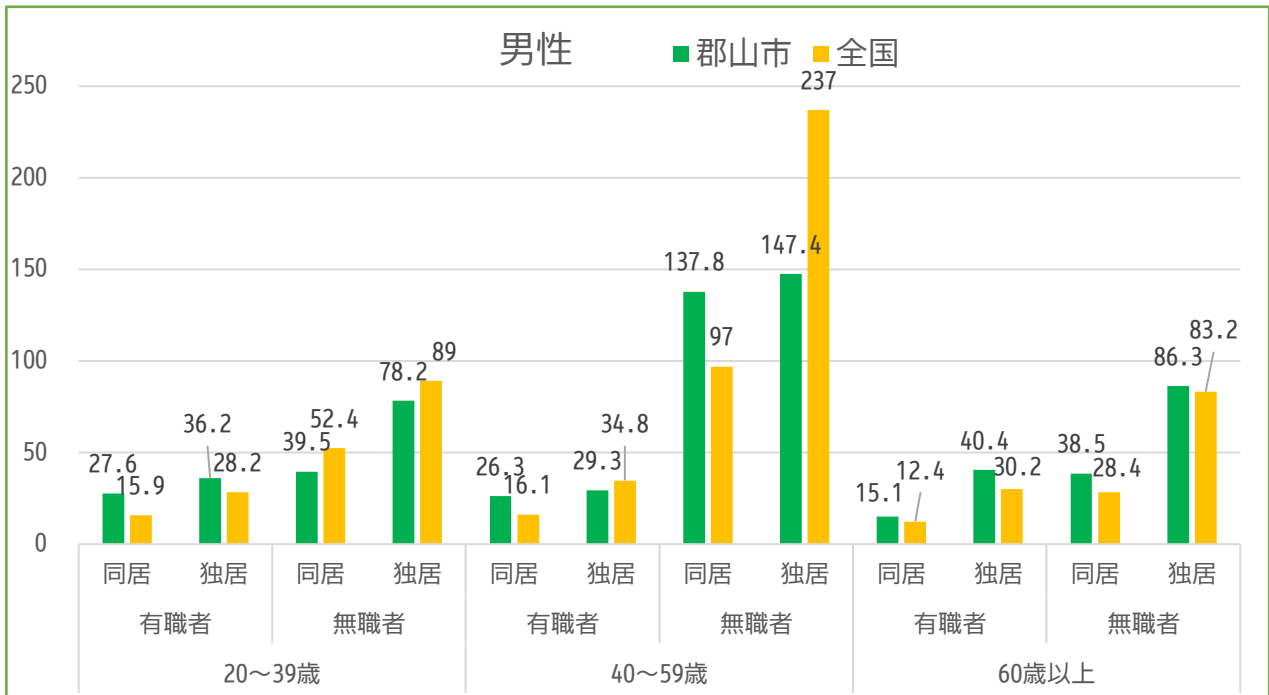


出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022 年更新版」

・女性は、60歳以上の無職者・同居の方の自殺者が多くなっています。

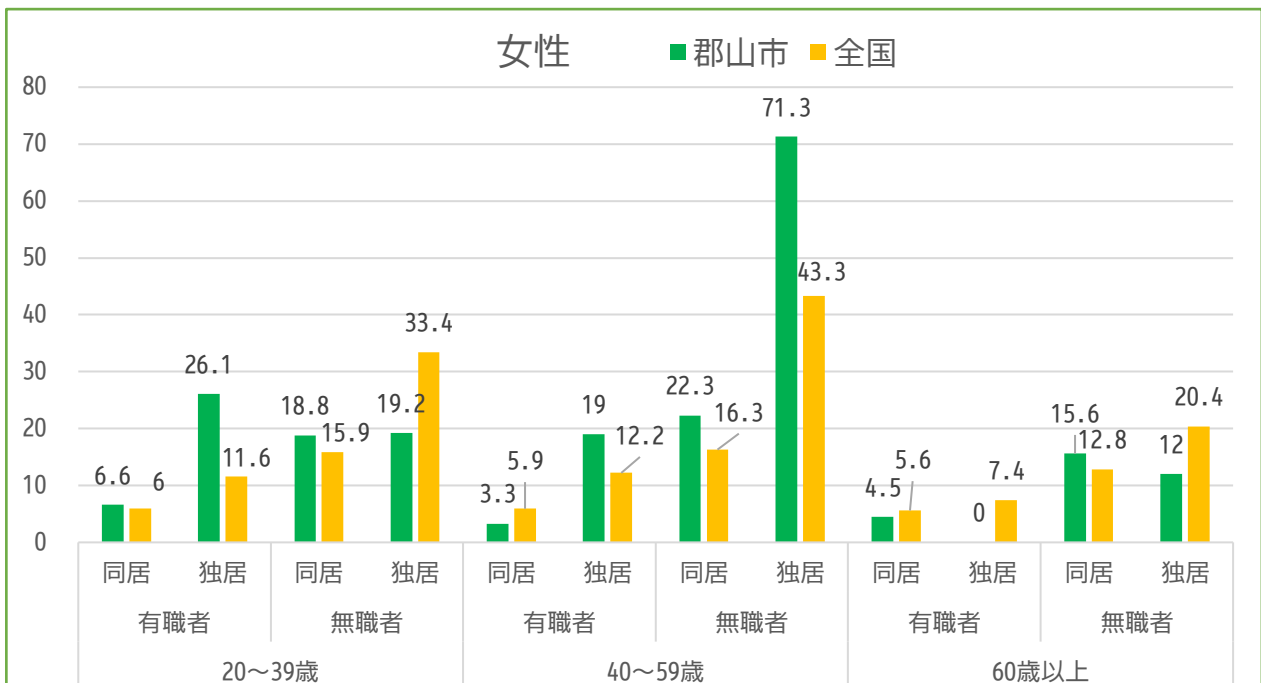
(4) 郡山市の年齢階級、仕事・同居人の有無別の自殺者死亡率（人口10万対）

(2017(平成29)年～2021(令和3)年の5年間の累計)



出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2022年更新版」

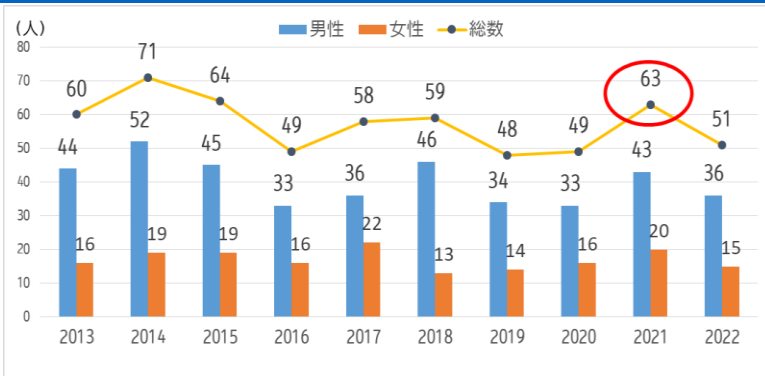
・男性の自殺死亡率は、40～59歳で無職の方が多くなっています。



出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2022年更新版」

・女性の自殺死亡率は、40～59歳で無職・独居の方、20～39歳で有職・独居の方が多い現状です。

3 郡山市の自殺者数・男女別自殺者数の推移

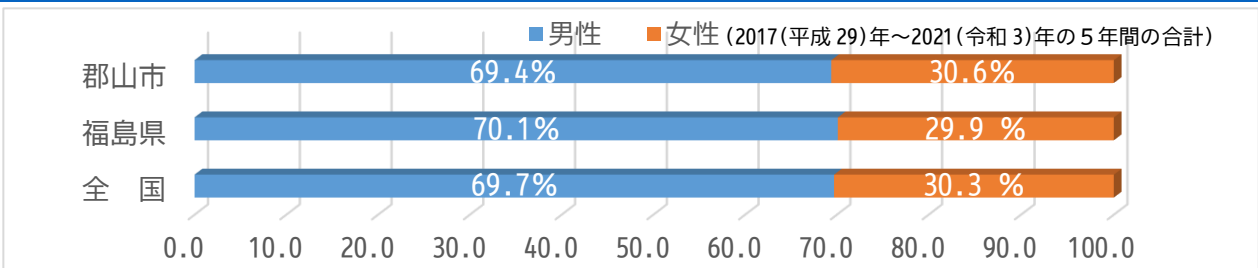


2013(平成25)年～
2022(令和4)年の10年間の推移

出典：
2013年～2022年人口動態統計死因帳票より作成

- ・本市の自殺者数は、10年間で最多であった2014年をピークに減少傾向にありましたが、2017年度以降、増減を繰り返し、コロナ禍であった2021年に大幅に増加しました。
- ・自殺者数が最も多かった2014年と直近の2022年と比較すると、男性は52人から37人と28.9%減少しているのに対し、女性は19人から17人と同程度の水準で推移しています。

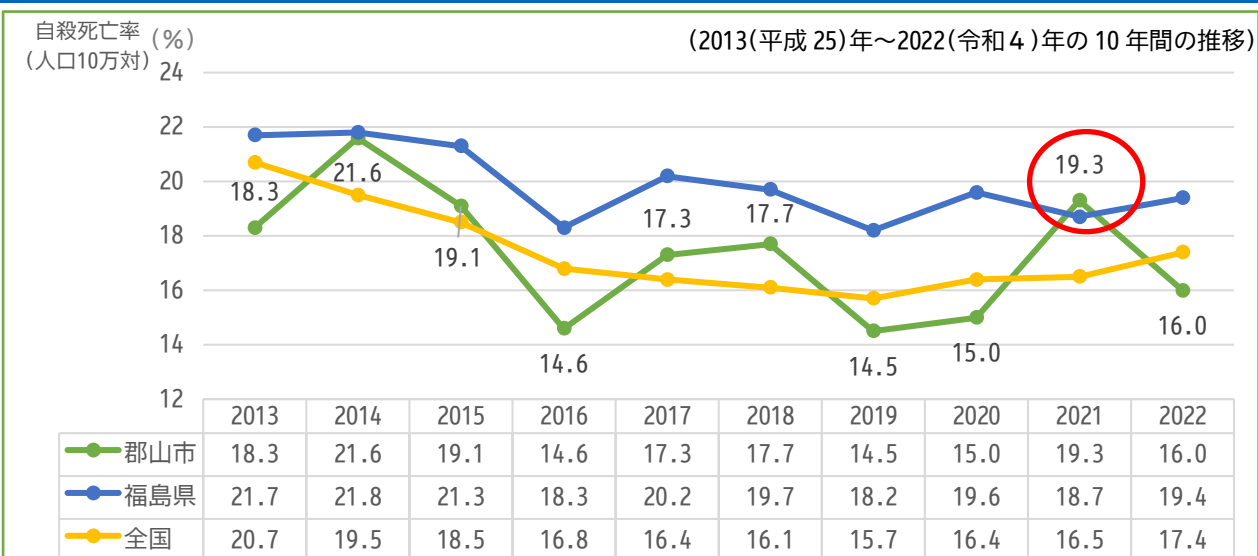
4 郡山市の自殺者の男女別割合



出典：人口動態統計(厚生労働省)

- ・本市の自殺者の男女別割合は、概ね男性が70%、女性が30%で、全国や福島県と同じ傾向にあります。

5 郡山市の自殺死亡率の推移

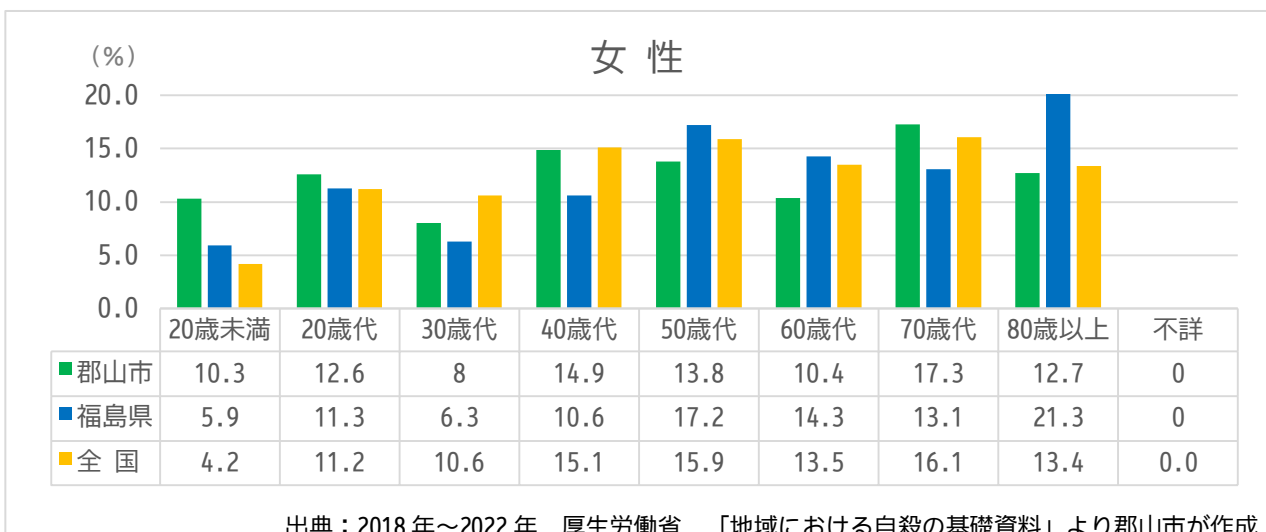
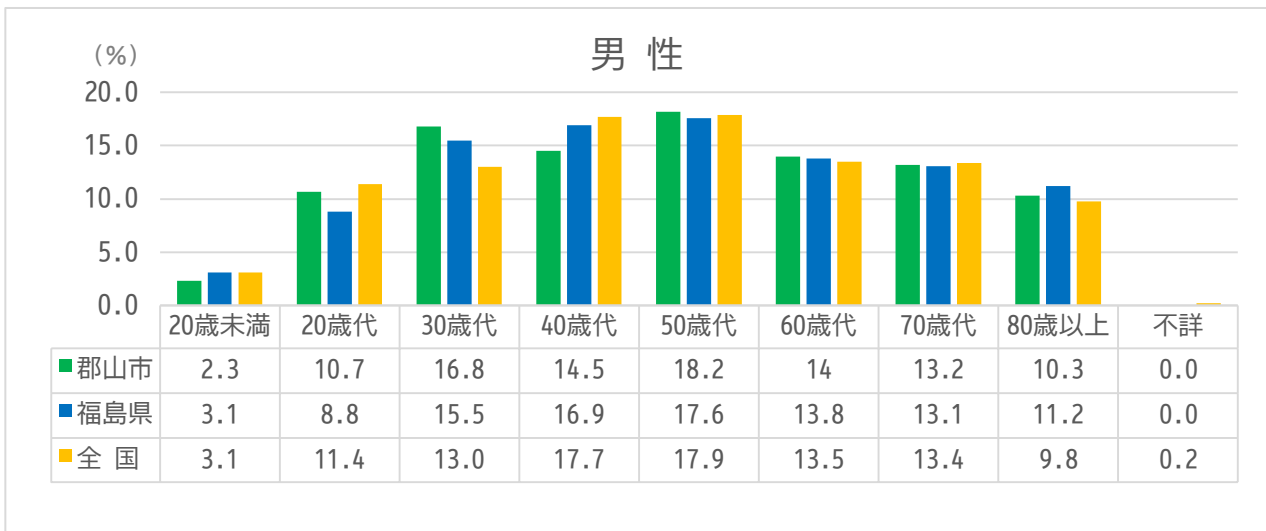
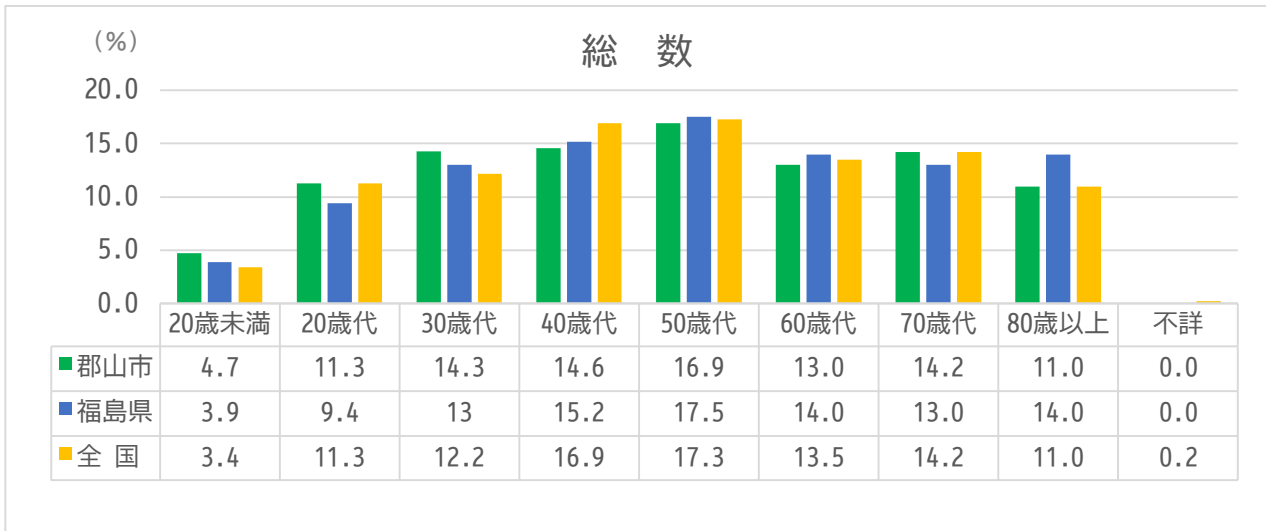


出典：2013年～2022年 人口動態統計より郡山市が作成

- ・本市の自殺死亡率は、2013(平成25)年から減少傾向にあり、国、県より下回っていましたが、2021(令和3)年に国、県を上回り増加しました。

6 郡山市の自殺者の年代別割合

(2018(平成30)年～2022(令和4)年の5年間の累計)

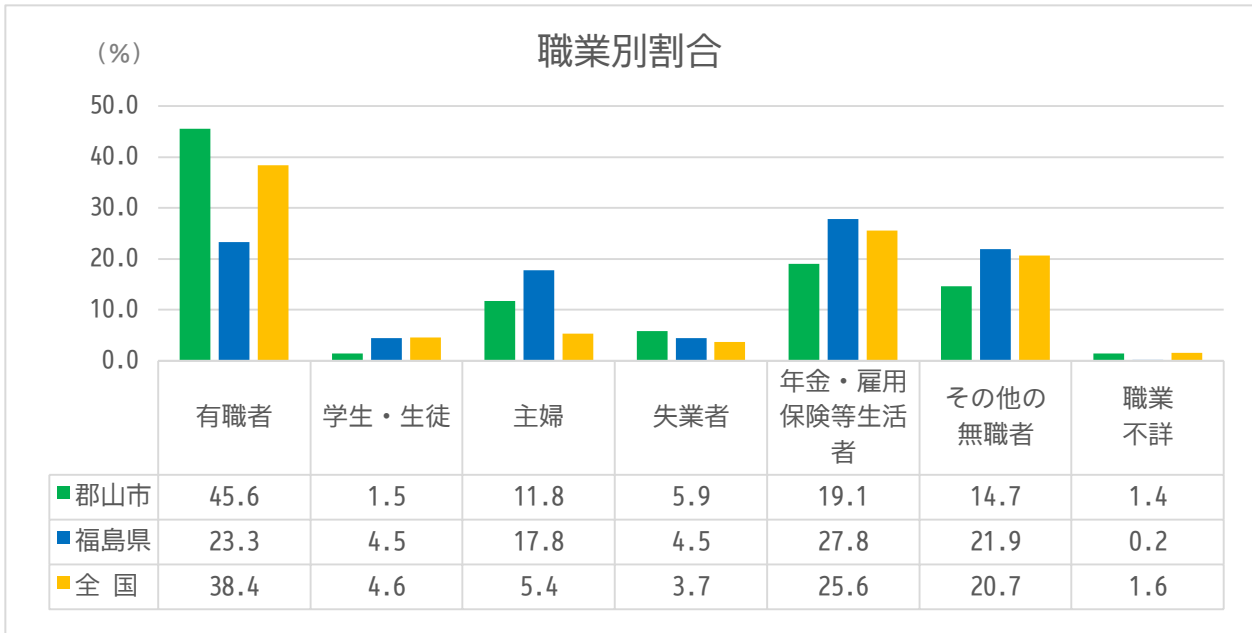


出典：2018年～2022年 厚生労働省 「地域における自殺の基礎資料」より郡山市が作成

- 本市の自殺者の年代別割合は、50歳代が最も多く、男性では50歳代、女性では70歳代が最も多い状況であります。

7 郡山市の自殺者の職業別割合

(2018(平成30)年～2022(令和4)年の5年間の累計)

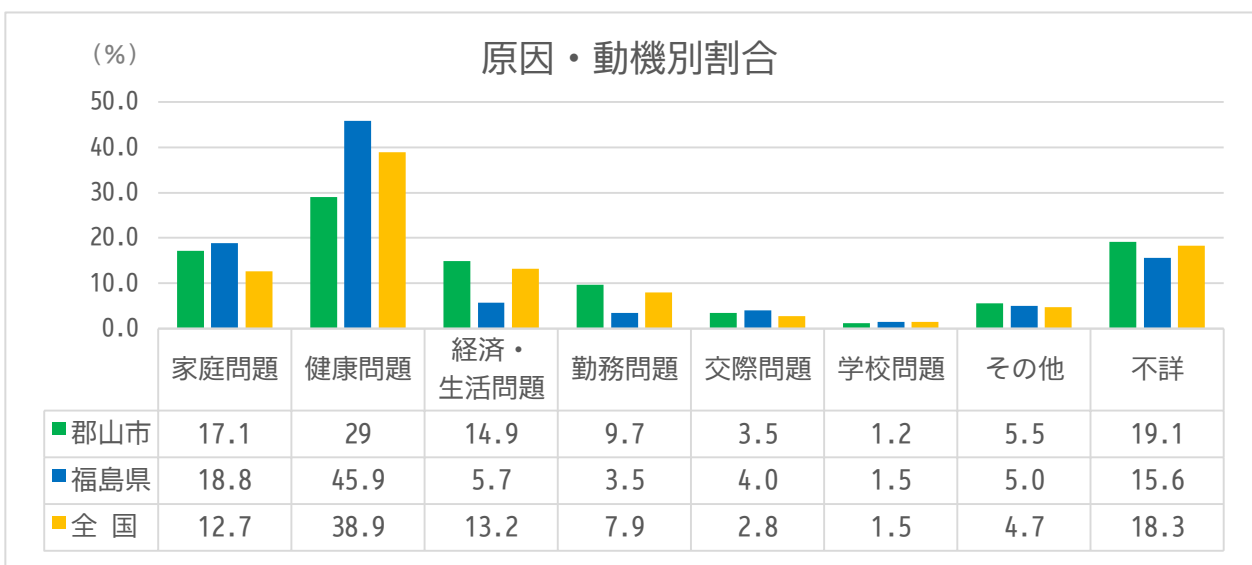


出典：2018年～2022年 厚生労働省 「地域における自殺の基礎資料」より郡山市が作成

- ・本市の自殺者の職業別割合は、有職者が約半数を占める状況であり、国、県と比較し、かなり多い状況です。

8 郡山市の自殺者原因・動機別割合

(2018(平成30)年～2022(令和4)年の5年間の累計)



出典：2018年～2022年 厚生労働省 「地域における自殺の基礎資料」より郡山市が作成

- ・本市の自殺者原因・動機別割合は、健康問題が最も多く、次いで家庭問題、経済・生活問題が多い状況となっております。

9 郡山市の年代別死因順位(2017(平成29)年～2021(令和3)年の5年間の累計)

年齢層	1位		2位		3位	
10代	自殺	8	不慮の事故	4	—	—
20代	自殺	27	不慮の事故	10	新生物	5
30代	自殺	41	循環器系の疾患	21	不慮の事故	5
			新生物	21		
40代	新生物	103	循環器系の疾患	75	自殺	48
50代	新生物	249	循環器系の疾患	172	自殺	47
60代	新生物	838	循環器系の疾患	419	呼吸器系疾患	99
70代	新生物	1,427	循環器系の疾患	764	呼吸器系疾患	312
80代	循環器系の疾患	1,668	新生物	1,556	呼吸器系疾患	851
90代以上	循環器系の疾患	1,278	老衰等	1,243	呼吸器系疾患	602

全死因から疾病を除くと

年齢層	1位		2位		3位	
10代	自殺	8	交通事故	3	溺死・溺水	1
20代	自殺	27	交通事故	7	転倒・転落	2
30代	自殺	41	交通事故	3	溺死・溺水	1
					窒息	1
					火災	1
					中毒	1
40代	自殺	48	交通事故	7	転倒・転落	3
					窒息	3
50代	自殺	47	交通事故	10	転倒・転落	5
					火災	5
60代	自殺	37	溺死・溺水	13	交通事故	12
					窒息	12
70代	自殺	38	窒息	21	転倒・転落	20
80代	窒息	48	転倒・転落	42	溺死・溺水	28
90代以上	窒息	33	転倒・転落	28	溺死・溺水	8
全年齢	自殺	277	窒息	122	転倒・転落	109

・本市の年代別死因順位(2017(平成29)年～2021(令和3)年の5年間の累計)では、全死因から疾病を除いた外的要因による死因で、「10～70歳代」と幅広い年齢層で自殺が1位を占め、交通事故による死亡の約4倍です。

第3章

これまでの取組評価と課題

1 前期計画の評価

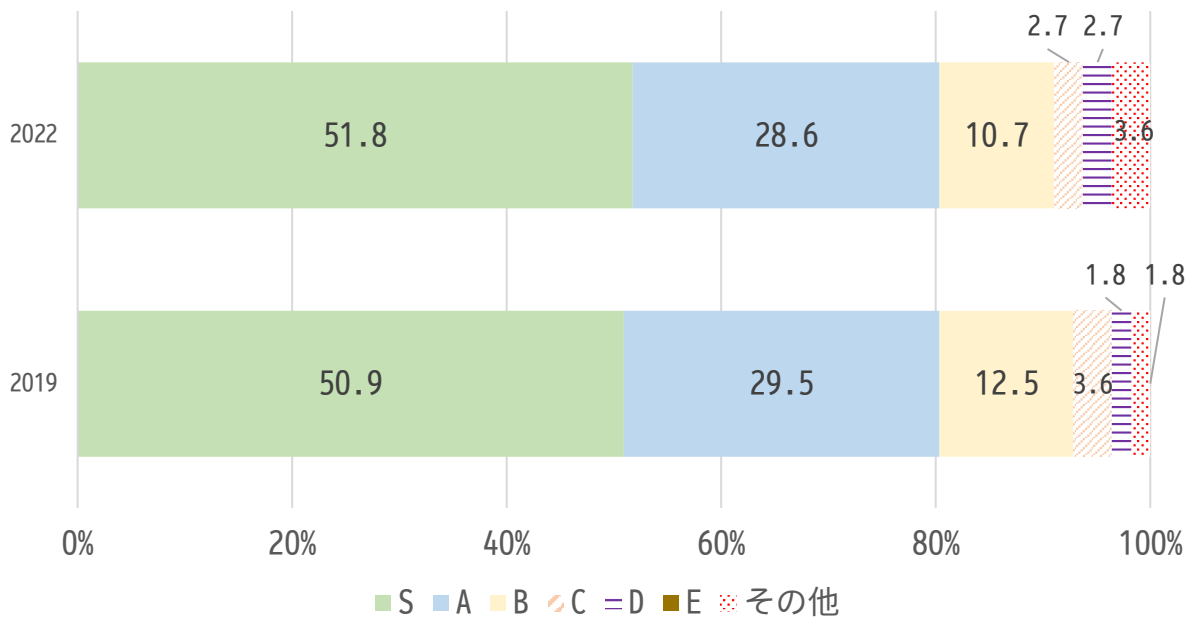
(1) 中間評価（2019～2022年度）の考え方

本計画の策定にあたり、前期計画である「郡山市いのち支える行動計画」に掲げる目標に関して、各担当課における取組事業の実施状況から目標の達成度を検証し、中間評価を行いました。

(2) 評価方法

各課の具体的な取組における「評価指標」、「実施内容」、「成果」等を基に、各担当課において達成度をS～Eの6段階で評価しました。

《評価・達成度》													
S	90～ 100%	A	80～ 89%	B	60～ 79%	C	40～ 59%	D	20～ 39%	E	20% 未満	その他	中止



- ・2019(平成31)年から2022(令和4)年にかけては、東日本台風による災害対応や新型コロナウイルスの影響もあり、中止や縮小を余儀なくされた事業もありました。
- ・そのため、オンライン開催といったDX化を推進し、コロナ禍における新しい生活様式に対応し事業を継続したことにより、評価・達成度が大きく低下することはありませんでした。

※基本施策及び重点施策における具体的な取組の進捗状況（中間評価）については、以下のQRコードから参照ください。



2 郡山市の課題

(1) 日本の現状における課題と必要な対応

国の自殺者の現状 ①毎年2万人を超える自殺者 ②コロナ禍における女性の自殺者の増加 ③小中高生の自殺者が過去最多の基準	新たな大綱（2022(令和4)年10月14日） ①子ども・若者の自殺対策のさらなる推進 ②女性に対する支援の強化 ③自殺死亡率の更なる減少 ④総合的な自殺対策のさらなる推進 ⑤地域の自殺対策の取り組み強化
---	--

こどもの自殺対策への提言 (2023(令和5)年5月19日) ①小中高生の自殺数は、自殺者総数が減少傾向にある中でも増加傾向。 ②令和4年の小中高生自殺者数過去最多	こどもの自殺対策強化プラン (2023(令和5)年6月2日) ①リスクの早期発見 ②的確な対応 ③要因分析
---	---

今後の本市における自殺対策は、国の新たな「自殺総合対策大綱」と「こどもの自殺対策強化プラン」における重点項目を踏まえて推進します。

(2) 郡山市の重点課題

2022(令和4)年3月に、福島県が策定した「第4次福島県自殺対策推進行動計画」、2022(令和4)年10月14日に閣議決定された「自殺総合対策大綱」、厚生労働大臣から自殺対策の調査研究を実施する法人として指定を受けている、いのち支える自殺対策推進センターによる「地域自殺実態プロファイル2022」のほか、「郡山市いのち支える行動計画」の中間評価を基に、本市では、今後、特に重点的に自殺対策を行う必要がある課題を、以下の3点に整理しました。

【重点課題1】 勤務・経営問題への対策

「地域自殺実態プロファイル」の「地域の主な自殺者の特徴」で、自殺者の割合で最も多いのが「男性40～59歳有職の同居者あり」の区分であり、コロナ禍の経済的な影響が強く反映されていると考えられます。

必要な対応

- ◆庁内産業観光部や商工会議所、労働基準監督署、中小企業家同友会、企業等との連携推進
- ◆職域でのゲートキーパー養成研修の開催

【重点課題2】 子ども・若者への対策

郡山市は、2021(令和3)年から自殺者数における未成年者の割合が急激に増加しています。原因としては、コロナ禍による「接触機会の減少」や「交流機会の減少」、「相談機会の減少」が大きく影響していると考えられます。

また、サポートが必要な多感な時期に、「対面による交流機会の減少」や「相談機会が減少・制限されたこと」は、大きなストレスとしてメンタルヘルスの不調に繋がり、心身に不調をきたす「子どもや若者」が増加したと考えられます。

必要な対応

- ◆小中学校及び高等学校、大学等との連携推進、SOS 出し方教育の開催
- ◆不登校支援、居場所づくり、オンライン相談等 DX の推進

【重点課題3】 女性への対策

郡山市は、「20歳未満の女性自殺率」が全国平均よりも高く上昇傾向にあります。

また、2022(令和4)年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」においても、「女性に対する支援の強化」が求められています。

今後は、心の不調がある女性に対し、関係機関との連携による早期支援を行うほか、メンタルヘルスや自殺予防の各種取組、相談窓口の情報発信を通じて、あらゆる世代の女性に対する「自殺対策の強化」が必要となります。

必要な対応

- ◆妊産婦支援、DV相談・就職支援、困難な問題を抱える女性の支援

第4章

郡山市における自殺対策の取組方針

1 基本方針

本計画では、基本理念である「誰一人自殺に追い込まれることのないまち こおりやま」実現のため、以下のとおり、5つの基本方針を設定します。

基本方針1 生きることの包括的な支援の推進

基本方針2 関連施策との連携による総合的な対策の展開

基本方針3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

基本方針4 実践と啓発を両輪として推進

基本方針5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

(1) 基本方針1：生きることの包括的な支援の推進

自殺は社会の努力で防ぐことのできる死、その多くが追い込まれた末の死であるということが、世界の共通認識です。

自殺の背景や原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、関係する制度や相談・支援体制の整備といった社会的な取り組みにより解決が可能です。また、健康問題や家庭問題等は、うつ病等の治療や専門家への相談など、医療・社会的な支援の手を差し伸べることにより解決できる場合もあります。

この考え方は、「誰一人取り残されない」持続可能で、よりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致します。

個人においても社会においても、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」より「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が上回ったときに自殺のリスクが高くなります。

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みと「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺のリスクを低下させ、生きることの包括的な支援として推進することが求められます。

(2) 基本方針2：関連施策との連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている方が安心して生きることができるようには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。

この包括的な取り組みを実施するためには、様々な分野の施策や人々、組織が密接に連携する必要があります。

また、自殺の要因となる生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連する分野において、連携した取り組みが行われる中、支援者が自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

なお、制度の狭間にある方、複合的な課題を抱え、自ら相談に行くことが困難な方などを地域において早期に発見し、確実に支援していくため、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施など、地域共生社会の実現に向けた取り組みをはじめとした各種施策との連携を図ります。

令和3年12月28日に「孤独・孤立対策の重点計画」が取りまとめられ、自殺の問題と同様の認識が示されました。

また、自殺の危険性が高い方を早期に発見し、確実に精神科医療につなぐ取り組みにあわせて、経済・生活の問題、福祉の問題、家族の問題など様々な問題に包括的に対応するため、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるよう推進します。

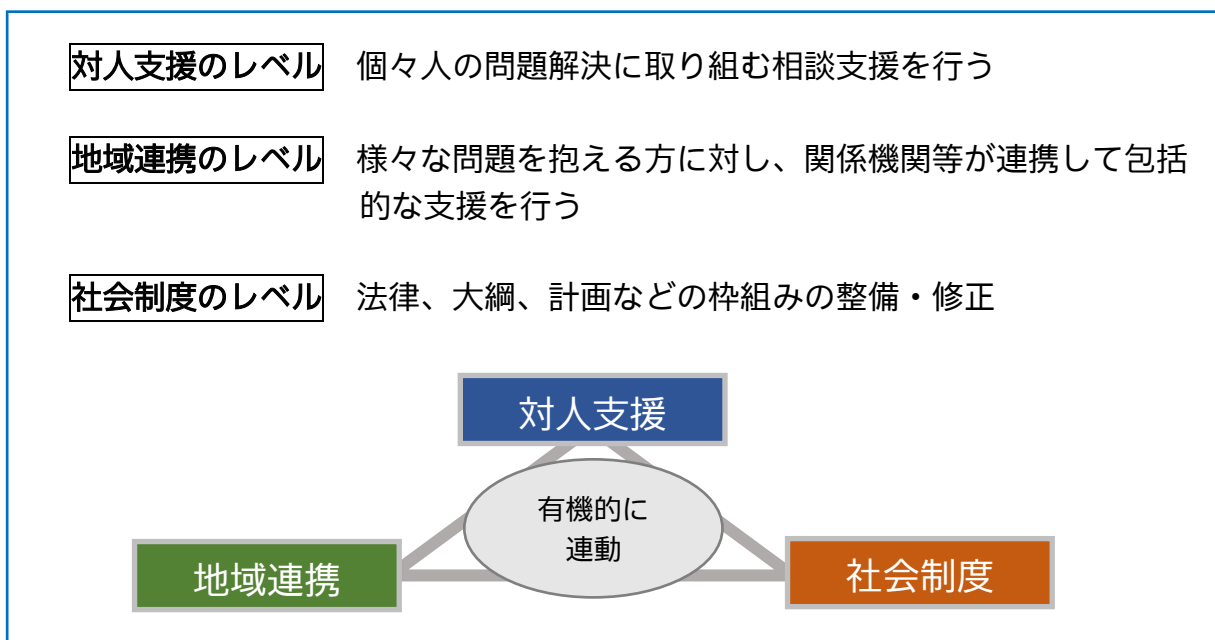
さらに、子どもの自殺者数が増加傾向を示しており、自殺対策を強力に推進することが求められており、子どもの自殺対策を推進するには、関係府省や地方自治体、民間団体等との緊密な連携が不可欠です。

(3) 基本方針3：対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

◇対応のレベル

自殺対策に係る個別の施策は、以下のレベルに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進します。

国の「自殺総合対策大綱」では次のように示しています。



◇対応の段階ごとの効果的な施策

事前対応

- ・心身の健康の保持増進についての取り組み、疾患等についての正しい知識の普及啓発等自殺の危険性が低い段階で対応を行うこと

自殺発生の危機対応

- ・現に起こりつつある自殺発生の危機に介入し、自殺を発生させないこと

事後対応

- ・不幸にして自殺や自殺未遂が生じてしまった場合に家族や職場の同僚等に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させないこと

◇事前対応のさらに前段階での取り組みの推進

地域の相談機関に支援を求めることができず、自殺に追い込まれる方が少なくないことから、学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには、助けを求めてもよいということを知る教育(SOSの出し方に関する教育)を推進します。

問題の整理や対処方法を身につけることができれば、それが「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」となり、学校で直面する問題にも対処する力、ライフスキルを身につけることにもつながると考えられます。

(4) 基本方針4：実践と啓発を両輪として推進

自殺は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った方の心情や背景が理解されにくい現実があります。自殺に追い込まれてしまう心情や背景への理解を深めることにより、自殺に対する偏見を無くすとともに、誰かに援助や相談などを求めて良いということが、社会全体の共通認識となるよう普及・啓発に取り組めます。

また、死にたいと考えている方は、「生きたい」と心の中で思う気持ちとの間で揺れ動き、不眠や原因不明の体調不良等、何らかの自殺の危機を示すサインを発していることが多くあります。

すべての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている方のサインに早く気づき、相談機関等につなぐことができるよう、自殺予防に係る広報や教育等による啓発や周知を推進します。また、遺族等支援としても、自殺に対する偏見を払拭し、正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいきます。

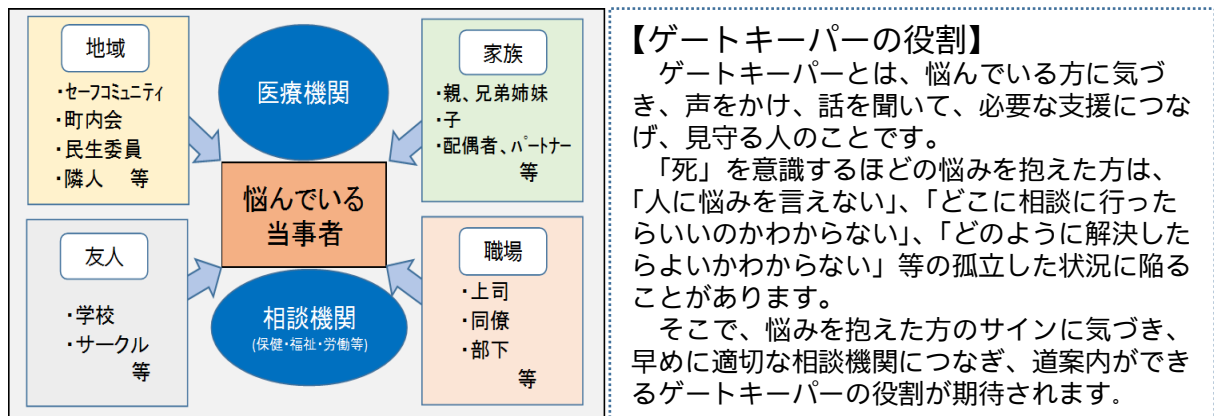
自殺の詳細な報道、短期集中的な報道は他の自殺を誘発する危険性があることから、自殺報道に関するガイドライン等を踏まえた報道の在り方について周知を行っていきます。

(5) 基本方針5：関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

「誰一人自殺に追い込まれることのないまち こおりやま」を実現するため、国や地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。

それぞれが果たす役割を明確にし共有し、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要であり、市民が一丸となってそれぞれができる取り組みを推進していきます。

<悩んでいる当事者を支えるネットワーク>

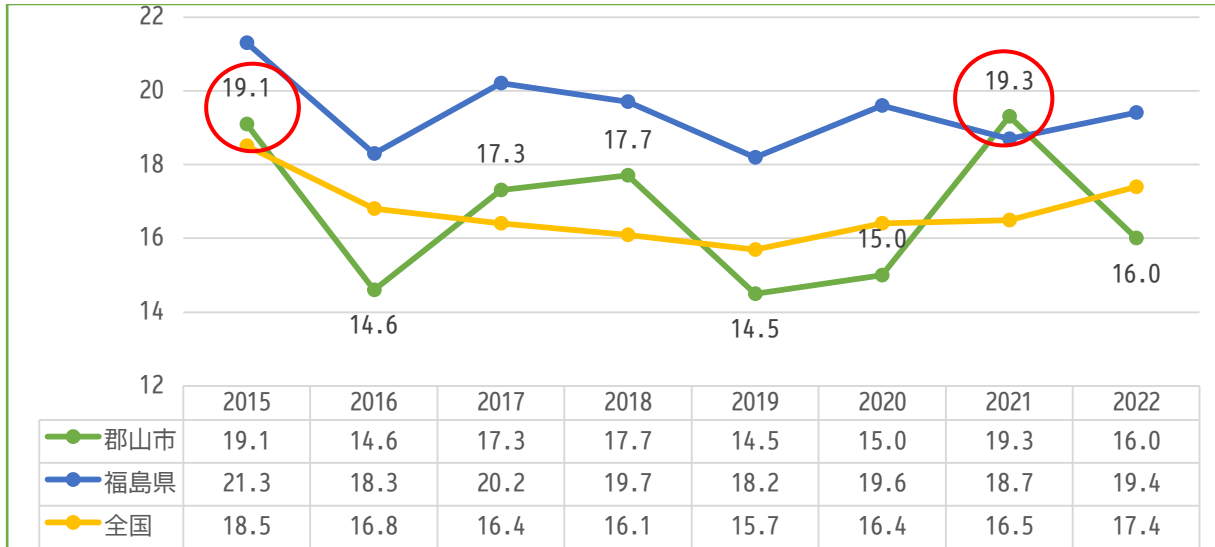


2 計画の数値目標

「誰一人自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、2022(令和4)年10月14日に閣議決定した「自殺総合対策大綱」において、国は、2026(令和8)年までに人口10万人当たりの自殺者数(以下「自殺死亡率」という)を2015(平成27)年と比較して、30%以上減少させることを目標にしています。

これを踏まえ、本市では国の方針に基づき、「2015(平成27)年の自殺死亡率：19.1」を2025(令和7)年までに、30%以上減少させることを目指しています。

【自殺死亡率】



出典 2015年～2021年は、人口動態統計より作成
 2022年は、厚生労働省 地域における自殺の基礎資料より作成
 2022年までの推移を表すため、2種類の統計データを使用

【自殺死亡率の推移】

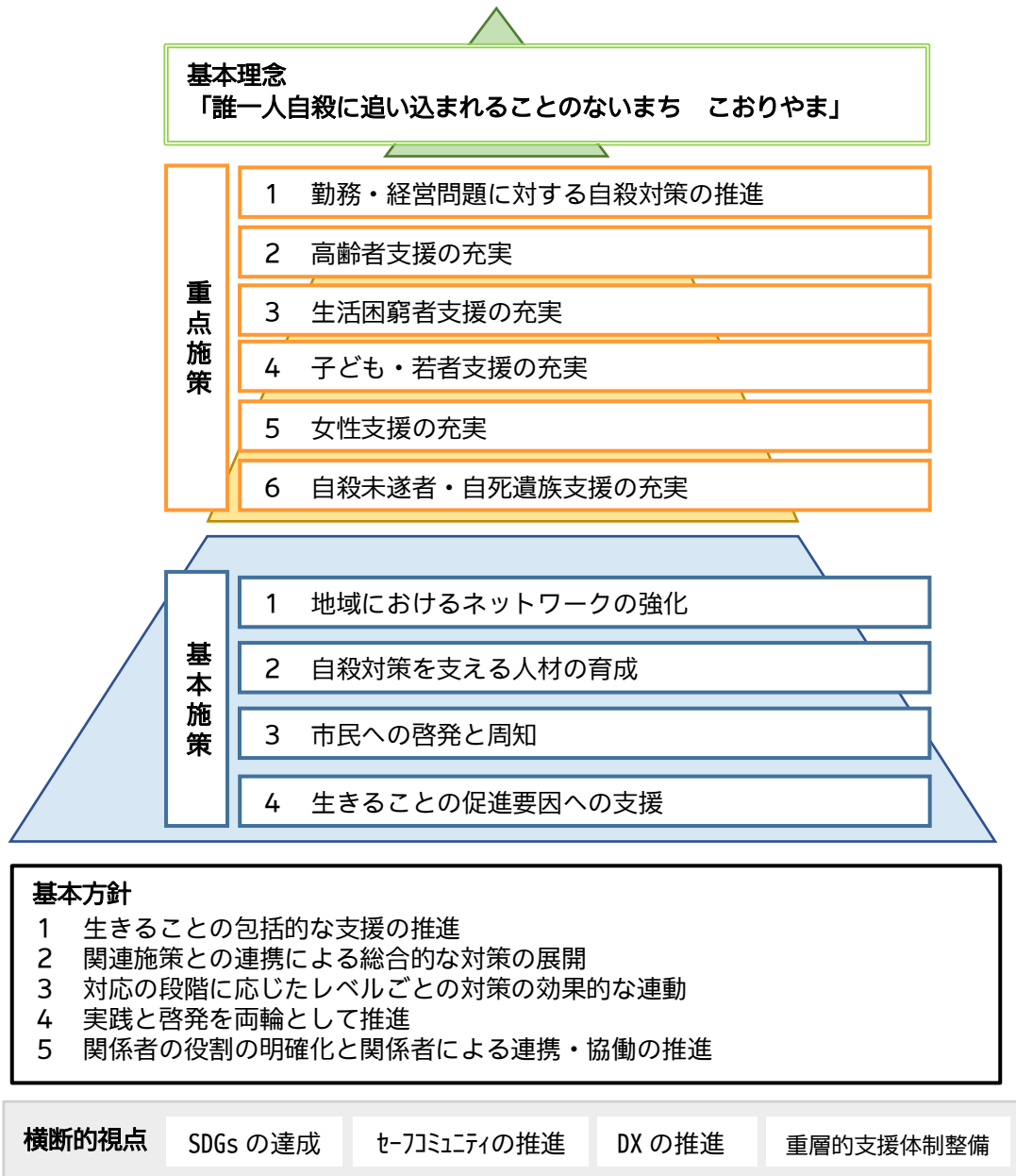
	計画当初 (2015年)	現状値 (2022年)	目標値 (2025年)
自殺死亡率 (人口10万人当 たりの自殺者数)	19.1	16.0	13.4

3 施策の指標

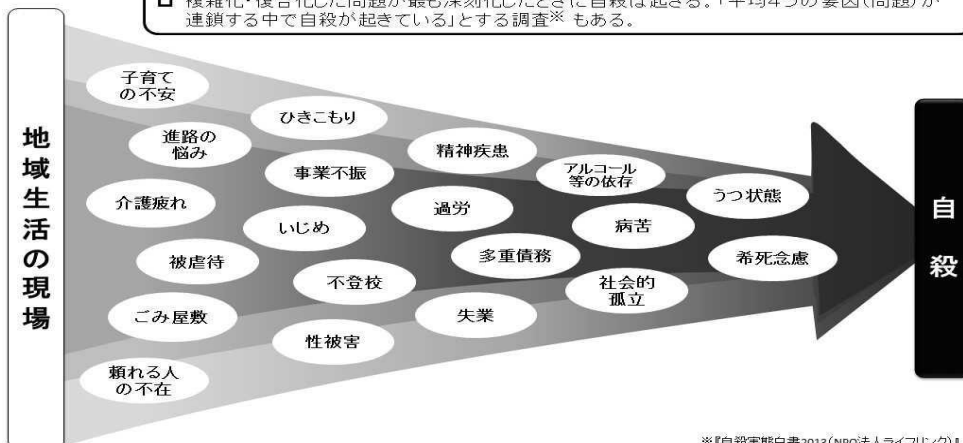
実施事業を適正に評価・検証するため、施策ごとに新たに評価指標を設定し、取組事業の成果とともに定量的に評価します。

なお、自殺対策に関連する指標の設定が困難なものも多いことから、設定可能なもののみを設定します。

4 施策の概要図




- 社会が多様化する中で、地域生活の現場で起きる問題は複雑化・複合化している。
- 複雑化・複合化した問題が最も深刻化したときに自殺は起きる。「平均4つの要因(問題)が連鎖する中で自殺が起きている」とする調査※もある。



※『自殺実態白書2013(NPO法人ライフリンク)』

5 施策の内容

(1) 4つの基本施策

基本施策 1	地域におけるネットワークの強化	
---------------	------------------------	--

「誰一人自殺に追い込まれることのないまち こおりやま」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、市民などが連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれが果たすべき役割を明確にし、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

また、セーフコミュニティの推進においては、安全・安心の情報を共有し、部局の垣根を越えた連携を図るとともに、地域における取り組みを推進します。

(郡山市自殺対策基本条例 第10条、第13条、第16条)

【基本施策の指標】

目標項目	現況値 (2022年度)	目標値 (2025年度)
セーフコミュニティの認知度	43.2%	45.0%
民生委員の訪問・連絡活動件数	74,490件	71,500件

【基本施策実現のための主な取組】

主な取組
(1)セーフコミュニティをはじめとした庁内・地域における連携・ネットワークの強化
(2)特定の問題に対する連携・ネットワークの強化
(3)DXを活用した自殺の情報収集・分析

【基本施策に基づく各課事業】

事業名	担当課
セーフコミュニティ推進事業	市民部セーフコミュニティ課
自殺対策推進事業（各種委員会）	保健福祉部保健所保健・感染症課
多文化共生推進事業	文化スポーツ部国際政策課
精神保健福祉事業	保健福祉部保健所保健・感染症課
精神障がい者相談支援事業	保健福祉部保健所保健・感染症課
難病患者等地域支援対策推進事業	保健福祉部保健所保健・感染症課
避難行動要支援者避難支援体制管理事業	保健福祉部保健福祉総務課
人権啓発活動推進事業	市民部男女共同参画課
SDGs推進全世代健康都市圏事業	保健福祉部保健所健康政策課
自殺対策推進事業 (オンライン相談 KOKOROBO)	保健福祉部保健所保健・感染症課

基本施策2

自殺対策を支える人材の育成



様々な悩みや生活上の困難を抱える方に対応するために、早期の「気づき」ができる知識やスキルを有する必要があります。

市税等の納付窓口の担当職員等をはじめ、保健・医療・福祉・教育、労働その他関係機関等の様々な分野に携わる方や市民が、自殺に関する理解を深め、悩みを抱える方のサインに早期に気づき、対応ができるよう、ゲートキーパー養成研修会や自殺予防に関する講演会を実施します。

また、教育現場での対応にあたる教職員等の人材の育成を行います。

(郡山市自殺対策基本条例 第10条、第11条)

【基本施策の指標】

目標項目	現況値 (2022年度)	目標値 (2025年度)
ゲートキーパー養成研修参加者数	1,222人	400人

【基本施策実現のための主な取組】

主な取組
市民・保健福祉分野専門職等を対象とする研修の実施

【基本施策に基づく各課事業】

事業名	担当課
自殺対策推進事業 (ゲートキーパー養成研修)	保健福祉部保健所保健・感染症課
介護人材確保育成支援事業	保健福祉部介護保険課
障がい者相談支援事業	保健福祉部障がい福祉課

基本施策3 市民への啓発と周知



自殺に追い込まれる危機は誰にでも起こり得ることでありますが、危機に陥った方の心情や背景は、理解されにくい現実があります。

そうした心情や背景への理解を深め、危機に陥った場合において、誰かに援助や支援を求めることを社会全体の共通認識となるよう、郡山市セーフコミュニティ推進協議会自殺予防対策委員会とともに積極的に普及・啓発を行います。

これにより自殺の背景にある問題に対する正しい理解を深め、自殺を考えている方のサインに早期に気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて相談機関等につなぐなど、市民一人ひとりが自殺対策の担い手としての役割を果たし、希望や生きがいを持ち、健やかで心豊かに生きいきと暮らせるよう努めます。

(郡山市自殺対策基本条例 第9条、第10条、第12条)

【基本施策の指標】

目標項目	現況値 (2022年度)	目標値 (2025年度)
自殺に関する相談窓口の認知率	68.3%	70%

【基本施策実現のための主な取組】

主な取組
こころの健康づくり・生きることの支援について、正しい知識の普及啓発

【基本施策に基づく各課事業】

事業名	担当課
人権啓発活動推進事業	市民部男女共同参画課
男女共同参画推進事業	市民部男女共同参画課
自殺対策推進事業（自殺予防講演会）	保健福祉部保健所保健・感染症課
精神保健福祉事業	保健福祉部保健所保健・感染症課

基本施策4

生きることの促進要因への支援



自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うことが必要です。孤立する前に、地域とつながり、支援者とつながることができるよう、また、生きがいを持ち、社会で自ら役割を果たせるようにすることが重要です。

そのため、居場所づくり、生きがいづくりを支援し、様々な分野において「生きることの促進要因への支援」につながるよう推進していきます。さらに、自殺未遂者及び自殺のおそれがある方については、自殺を図ることのないよう、精神科医、臨床心理士等による相談会や講演会を通じ、支援します。

また、これまでの東日本大震災や令和元年東日本台風等の災害対応の経験を活かすとともに、本市職員が派遣された2024(令和6)年1月1日発生の能登半島地震の被災者支援の知見を踏まえ、被災者の心情に配慮したところのケアを実施していきます。

(郡山市自殺対策基本条例 第10条、第12条、第13条、第14条)

【基本施策の指標】

目標項目	現況値 (2022年度)	目標値 (2025年度)
交流事業の参加者数	37人	137人
市民の文化・スポーツ活動団体数	210団体	227団体
音楽・文化イベント参加者数	186,229人 (2018)	187,000

【基本施策実現のための主な取組】

主な取組
(1)居場所・生きがいづくり
(2)相談体制の充実及び生活等に係る包括的な支援
(3)感染症・自然災害(東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を含む)等により精神的負担を抱えている方への支援

【基本施策に基づく各課事業】

事業名	担当課
コミュニケーション等支援事業	保健福祉部障がい福祉課
ふれあいピック大会開催事業	保健福祉部障がい福祉課
障害者地域生活支援拠点整備事業	保健福祉部障がい福祉課
生涯学習支援事業	教育総務部生涯学習課
明るいまちづくり事業	教育総務部生涯学習課
地区・地域公民館の定期講座等開催事業	教育総務部生涯学習課
ホールコンサート	文化スポーツ部文化振興課
中央公民館の定期講座開催事業	教育総務部中央公民館
勤労青少年ホーム事業	教育総務部勤労青少年ホーム

在宅医療・介護連携推進事業	保健福祉部地域包括ケア推進課
認知症総合支援事業	保健福祉部地域包括ケア推進課
国民健康保険特定健康診査・特定保健指導事業	市民部国民健康保険課 (保健福祉部保健所健康づくり課)
生活習慣病対策事業	保健福祉部保健所健康づくり課
健康増進事業	保健福祉部保健所健康づくり課
精神保健福祉事業	保健福祉部保健所保健・感染症課
障がい者相談支援事業	保健福祉部障がい福祉課
難病患者等地域支援対策推進事業	保健福祉部保健所保健・感染症課
福祉まるごと支援事業	保健福祉部保健福祉総務課
長期避難者等支援事業	総務部総務法務課
特定感染症検査等対策事業	保健福祉部保健所保健・感染症課

(2) 6つの重点施策

重点施策 1

勤務・経営問題に対する自殺対策の推進



勤務・経営の問題は、勤務環境、労働環境の多様化に対応できるよう、職場での対策だけでなく、行政や地域の業界団体の役割が重要です。

また、勤務問題では、政府の「働き方改革実行計画」による長時間労働の是正が図られていくことが期待されることから、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のための対策を推進します。

さらに、職場においては、健康経営に関する取り組みとして、人間関係等に起因するメンタルヘルス、そのほかワーク・ライフ・バランスの重視、ハラスメント対策を実施するとともに、心身の健康の維持について周知、啓発等に取り組みます。

(郡山市自殺対策基本条例 第10条、第12条、第16条)

【重点施策の指標】

目標項目	現況値 (2022年度)	目標値 (2025年度)
市内有効求人倍率	1.73	※
新規高等学校卒業就職者の県内企業への就職率	99.6%	100%

※目標値の設定なし

【重点施策実現のための主な取組】

主な取組
勤務・経営問題による自殺リスクの低減に向けた支援・連携の強化

【重点施策に基づく各課事業】

事業名	担当課
多様な働き方支援事業	産業観光部産業雇用政策課
商工業指導事業	産業観光部産業雇用政策課
中小企業融資制度事業	産業観光部産業雇用政策課
障がい者相談支援事業	保健福祉部障がい福祉課
障がい者就労支援事業	保健福祉部障がい福祉課
労働情報発信事業	産業観光部産業雇用政策課
介護資格取得支援事業	産業観光部産業雇用政策課
求職者職業訓練支援事業	産業観光部産業雇用政策課

重点施策2

高齢者支援の充実



高齢者は、閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいことから、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現施策と連動した事業展開を図る必要があります。

そのためには、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが大切です。

地域の実情に合わせ、行政・民間事業所のサービス、民間団体の支援等を適切に活用し、生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

(郡山市自殺対策基本条例 第10条、第12条)

【重点施策の指標】

目標項目	現況値 (2022年度)	目標値 (2025年度)
通いの場の登録者数	2,500人	3,400人
介護サービス提供事業所数	156ヶ所	211ヶ所
認知症高齢者SOS見守りネットワーク連絡会参加団体数	107団体	150団体
郡山市の健康寿命	男性 81.0歳(2020) 女性 87.1歳(2020)	平均寿命の増加を上回る健康寿命の増加
65歳以上で要支援以上の認定を受けていない方の割合	81.7%	76.3%

【重点施策実現のための主な取組】

主な取組
高齢者の包括的支援のための連携の推進

【重点施策に基づく各課事業】

事業名	担当課
いきいきデイクラブ事業	保健福祉部地域包括ケア推進課
包括的支援事業	保健福祉部地域包括ケア推進課
ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	保健福祉部地域包括ケア推進課
一般介護予防事業	保健福祉部地域包括ケア推進課
生活支援体制整備事業	保健福祉部地域包括ケア推進課
認知症総合支援事業	保健福祉部地域包括ケア推進課
配食サービス活用事業	保健福祉部地域包括ケア推進課
在宅医療・介護連携推進事業	保健福祉部地域包括ケア推進課
シルバーハウジング生活援助員派遣事業	保健福祉部地域包括ケア推進課
認知症高齢者家族支援事業	保健福祉部地域包括ケア推進課
老人クラブ育成事業	保健福祉部健康長寿課
高齢者の生きがいと健康づくり事業	保健福祉部健康長寿課

重点施策3

生活困窮者支援の充実



生活困窮者には経済的な困窮にとどまらず、虐待やひきこもり、依存症などの多様な課題から、自殺のリスクを抱えている方が少なくありません。

本市においては、関係機関等と連携し、相談窓口を設ける等、生活困窮者に対する自立支援や労働、経済的その他包括的な支援を行います。

(郡山市自殺対策基本条例 第10条、第11条、第12条)

【重点施策の指標】

目標項目	現況値 (2022年度)	目標値 (2025年度)
生活保護世帯の割合	1.98%	減少を目指す
借金問題相談者数	215件	※
生活保護受給者等の一体的就労支援事業における就職率	20%	50%
自立相談支援事業における相談者のプラン作成件数	75件	131件

※目標値の設定なし

【重点施策実現のための主な取組】

主な取組
生活困窮に陥った方への「生きることの包括的な支援」の強化

【重点施策に基づく各課事業】

事業名	担当課
消費者行政推進事業	市民部セーフコミュニティ課
生活困窮者自立支援事業	保健福祉部保健福祉総務課
福祉まるごと支援事業	保健福祉部保健福祉総務課
被保護者就労支援事業	保健福祉部生活支援課
被保護者健康管理支援事業	保健福祉部生活支援課
奨学金支援事業	学校教育部学校教育推進課
医療費適正化推進事業	市民部国民健康保険課

重点施策 4 子ども・若者支援の充実



本市において若者の自殺者数が減らない状況を踏まえ、子ども・若者への支援として、児童生徒や学生など10歳代から30歳代の自殺対策を進める必要があります。それぞれのライフスタイルや生活の場に応じた対応が求められます。特に、学校等の教育機関が児童生徒や学生と多く接する場所であることから、児童生徒や学生が心身ともに健康な生活を送ることができるよう支援を行います。

また、いじめ防止やいじめの早期発見のため、ICTを活用した相談窓口の周知を図るとともに、ICTの使用によるトラブル等が起こらないよう啓発に努めます。

(郡山市自殺対策基本条例 第10条、第12条)

【重点施策の指標】

目標項目	現況値 (2022年度)	目標値 (2025年度)
市立学校いじめ認知件数	1,753件	※
自分にはよいところがあると思う市内児童生徒の割合	小学校 75.6% 中学校 68.4%	全国学力状況調査の 全国平均を上回る
将来の夢や目標を持っている市内児童生徒の割合	小学校 83.8% 中学校 72.8%	全国学力状況調査の 全国平均を上回る

※目標値の設定なし

【重点施策実現のための主な取組】

主な取組
(1) 子ども・若者の悩みの解消への支援・居場所づくりの推進
(2) SOSの出し方に関する教育の実施と教育推進のための連携強化

【重点施策に基づく各課事業】

事業名	担当課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	こども部こども政策課
家庭教育充実事業	教育総務部生涯学習課
家庭教育ふれあい事業	教育総務部中央公民館
ファミリーサポートセンター事業	こども部こども家庭未来課
こども総合支援センター「ニコニコこども館」事業	こども部こども家庭未来課
一時預かり事業	こども部保育課
教育のDX推進事業	学校教育部教育研修センター
児童虐待防止啓発事業	こども部こども家庭支援課
子どもの薬物乱用防止教室実施事業	保健福祉部保健所総務課
いじめ防止等啓発事業	学校教育部学校教育推進課
SOSの出し方教室	保健福祉部保健所保健・感染症課
適応指導事業	学校教育部総合教育支援センター
スクールカウンセラー配置事業	学校教育部総合教育支援センター

重点施策5

女性支援の充実



女性の自殺者数は、過去10年間に於いて目立った増減はなく、横ばいで推移しています。女性の自殺対策は妊産婦支援をはじめ、雇用問題、性犯罪など困難な問題を抱える女性への支援が必要とされています。

本市における「20代未満の女性の自殺率」が全国平均より高いことから、女性に対する支援の強化が求められており、女性のライフステージに応じた支援を行ってまいります。

(郡山市自殺対策基本条例 第10条、第11条、第12条)

【重点施策の指標】

目標項目	現況値 (2022年度)	目標値 (2025年度)
民間企業における女性管理職の割合	12%	30%
社会全体における男女の地位が平等だと思う人の割合	17.4%	30%
20～40代の女性の就業割合	71.9%	80%
女性相談窓口への相談件数	829件	※

※目標値の設定なし

【重点施策実現のための主な取組】

主な取組
女性のライフステージに合わせた支援の充実

【重点施策に基づく各課事業】

事業名	担当課
妊娠・出産包括支援事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)	こども部こども家庭支援課
子育て世代包括支援センター事業	こども部こども家庭支援課
母子健康教育(出前講座)事業	保健福祉部保健所保健・感染症課
母子健康教育(思春期)事業	こども部こども家庭未来課
妊産婦健康診査事業	こども部こども家庭未来課
母子自立支援事業	こども部こども家庭支援課
養育支援訪問事業	こども部こども家庭支援課
産後ケア事業	こども部こども家庭支援課
男女共同参画推進事業	市民部男女共同参画課

重点施策6

自殺未遂者・自死遺族支援の充実



自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための対策を強化する必要があります。また、本人のみではなく家族や支援者等への支援を充実します。遺族や親族等が受ける複雑かつ深刻な心情に配慮し心理的影響が緩和されるよう、自死遺族の会の案内や相談会の実施などにより、支援の強化を図ります。

(郡山市自殺対策基本条例 第8条、第12条、第13条、第14条、第15条)

【重点施策の指標】

目標項目	現況値 (2022年度)	目標値 (2025年度)
自損行為の市内救急搬送件数	105件	※
自殺未遂者支援研修の参加人数	78人 (2023)	80人

※目標値の設定なし

【重点施策実現のための主な取組】

主な取組
(1) 医療機関・警察・消防等関係機関・庁内各課との連携
(2) 自死遺族等に対する相談・支援の充実
(3) 誹謗中傷防止

【重点施策に基づく各課事業】

事業名	担当課
セーフコミュニティ推進事業（地域診断）	セーフコミュニティ推進課
自殺対策推進事業	保健福祉部保健所保健・感染症課

6 施策の体系図

体系図

基本方針	施策	施策の指標	具体的な取組
誰一人自殺に追い込まれることのないまち こおりやま	基本施策	1 地域におけるネットワークの強化	セーフコミュニティの認知度 民生委員の訪問・連絡活動件数 (1)セーフコミュニティをはじめとした庁内・地域における連携・ネットワークの強化 (2)特定の問題に対する連携・ネットワークの強化 (3)DXを活用した自殺の情報収集・分析
		2 自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー養成研修参加者数 市民・保健福祉分野専門職等を対象とする研修の実施
		3 市民への啓発と周知	自殺に関する相談窓口の認知率 こころの健康づくり・生きることの支援について、正しい知識の普及啓発
		4 生きることへの促進要因への支援	交流事業の参加者数 市民の文化・スポーツ活動団体数 音楽・文化イベント参加者数 (1)居場所・生きがいづくり (2)相談体制の充実及び生活等に係る包括的な支援 (3)感染症・自然災害（東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を含む）等により精神的負担を抱えている方への支援
実践と啓発を両輪として推進	重点施策	1 勤務・経営問題に対する自殺対策の推進	市内有効求人倍率 新規高等学校卒業就職者の県内企業への就職率 勤務・経営問題による自殺リスクの低減に向けた支援・連携の強化
		2 高齢者支援の充実	通いの場の登録者数 介護サービス提供事業所数 認知症高齢者 S0S 見守りネットワーク連絡会参加団体数 郡山市の健康寿命 65歳以上で要支援以上の認定を受けていない方の割合 高齢者の包括的支援のための連携の推進
		3 生活困窮者支援の充実	生活保護世帯の割合 借金問題相談者数 生活保護受給者等の一体的就労支援事業における就職率 自立相談プラン作成件数 生活困窮に陥った方への「生きることの包括的な支援」の強化
		4 子ども・若者支援の充実	市立学校いじめ認知件数 自分にはよいところがあると思う市内児童生徒の割合 将来の夢や目標を持っている市内児童生徒の割合 (1)子ども・若者の悩みの解消への支援・居場所づくりの推進 (2)S0Sの出し方に関する教育の実施と教育推進のための連携強化
		5 女性支援の充実	民間企業における女性管理職の割合 社会全体における男女の地位が平等だと思ふ人の割合 20～40代の女性の就業割合 女性相談窓口への相談件数 女性のライフステージに合わせた支援の充実
		6 自殺未遂者・自死遺族支援の充実	自損行為の市内救急搬送件数 自殺未遂者支援研修の参加人数 (1)医療機関・警察・消防等関係機関・庁内各課との連携 (2)自死遺族等に対する相談・支援の充実 (3)誹謗中傷防止

具体的な取組に係る担当所属 (●：事業担当課、○：関係課)

総務法務課	収納課	市民・PO	男女共同参画課	国民健康保険課	セーフコミュニティ	文化振興課	国際政策課	保健福祉総務課	生活支援課	障がい福祉課	健康長寿課	地域包括ケア	介護保険課	保健所総務課	健康政策課	保健・感染症課	健康づくり課	こども政策課	こども家庭未来課	こども家庭支援課	保育課	産業雇用政策課	住宅政策課	生涯学習課	中央公民館	勤労青少年ホーム	学校教育推進課	教育研修C	総合教育支援C
○	○	○	○	○	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			●		○			●	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○									
					○									●	●														
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	●	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				○	●	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○		●	○			●	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○				○	○	○
●		○										○				○													
	○	○			○				○	○						○						○							
				○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	○	○				
	○			○	○			○	○	○		○	○		○		○	○	○	○	○		○			○			
					○	○			○	○						○		○	○	○							○	○	○
○			○		○				○	○						○	○	○	○	○	○						○	○	○
					○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○							○	○	○
			○		○											○													

第5章

自殺対策の推進体制

1 自殺対策の推進体制

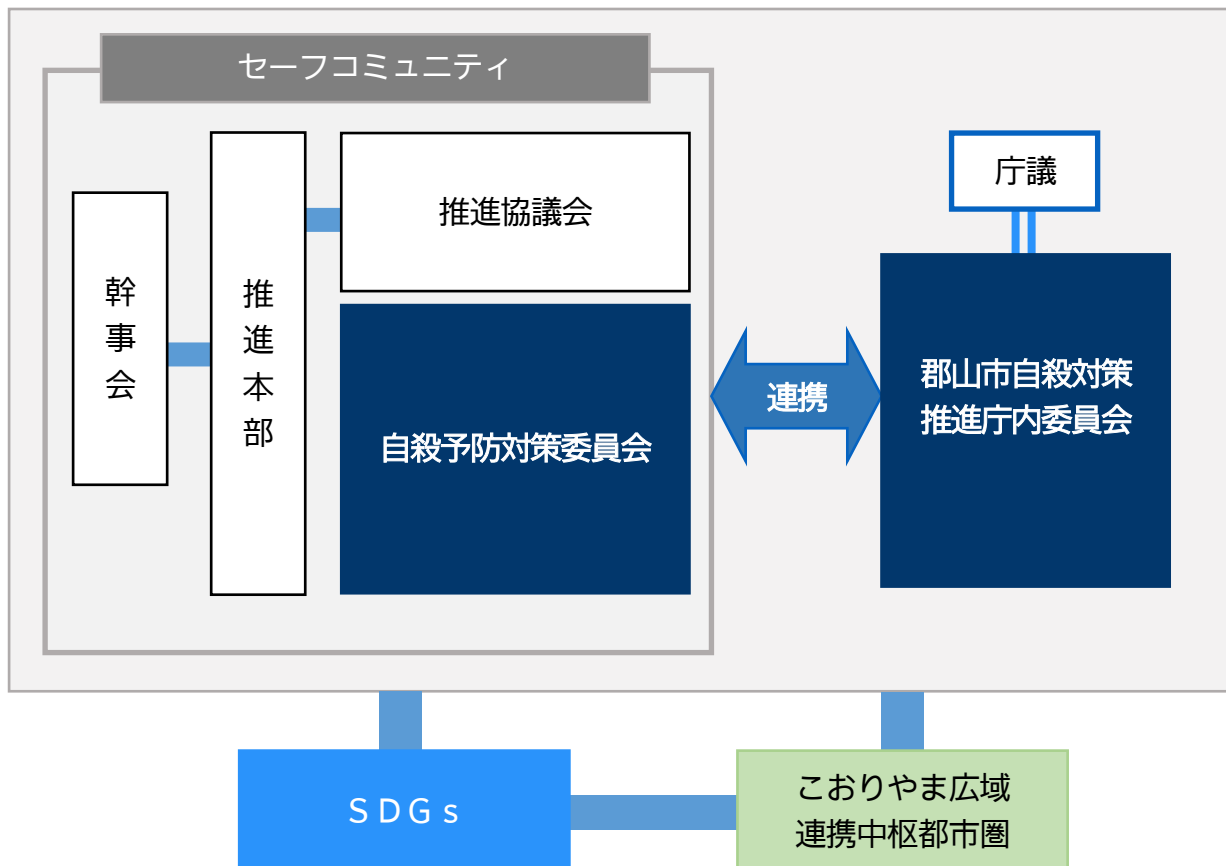
本市は、2014(平成26)年11月、安全・安心のまちづくりを推進するセーフコミュニティの取組宣言以降、セーフコミュニティ推進協議会自殺予防対策委員会を設置し、市民、地域団体、企業の連携のもと、自殺対策を進めています。

2018(平成30)年5月には、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策の推進や、自殺対策計画の策定及び見直しに関して協議する「郡山市自殺対策推進庁内委員会」を設置しました。

現在、自殺対策が円滑に進み、保健、医療、福祉、教育、労働その他の各方面から自殺対策が進められるよう、「郡山市自殺対策推進庁内委員会」と「郡山市セーフコミュニティ推進協議会自殺予防対策委員会」が連携を図り、全市的に自殺対策に取り組んでおります。

また、「誰一人取り残さない」というSDGsの基本理念のもと自殺対策について推進するとともに、2018(平成30)年9月に「こおりやま広域連携中枢都市宣言」を行い、圏域全体で自殺対策に取り組んでおります。

<推進体制の体系図>



2 持続可能な開発のための2030アジェンダ SDGsの反映

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発のために達成すべき目標)は、2015(平成27)年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、「誰一人取り残されない」持続可能な社会の実現のため、2030年までを期限とする17の国際目標です。

本市は、福島県内初のSDGs未来都市(2019年選定)として、「誰一人取り残されない」社会の実現を目指して、自殺対策を含めた広範な課題に取り組んでおります。

<国連持続可能な開発目標(SDGs)>



<自殺対策に関連する目標(SDGs)>



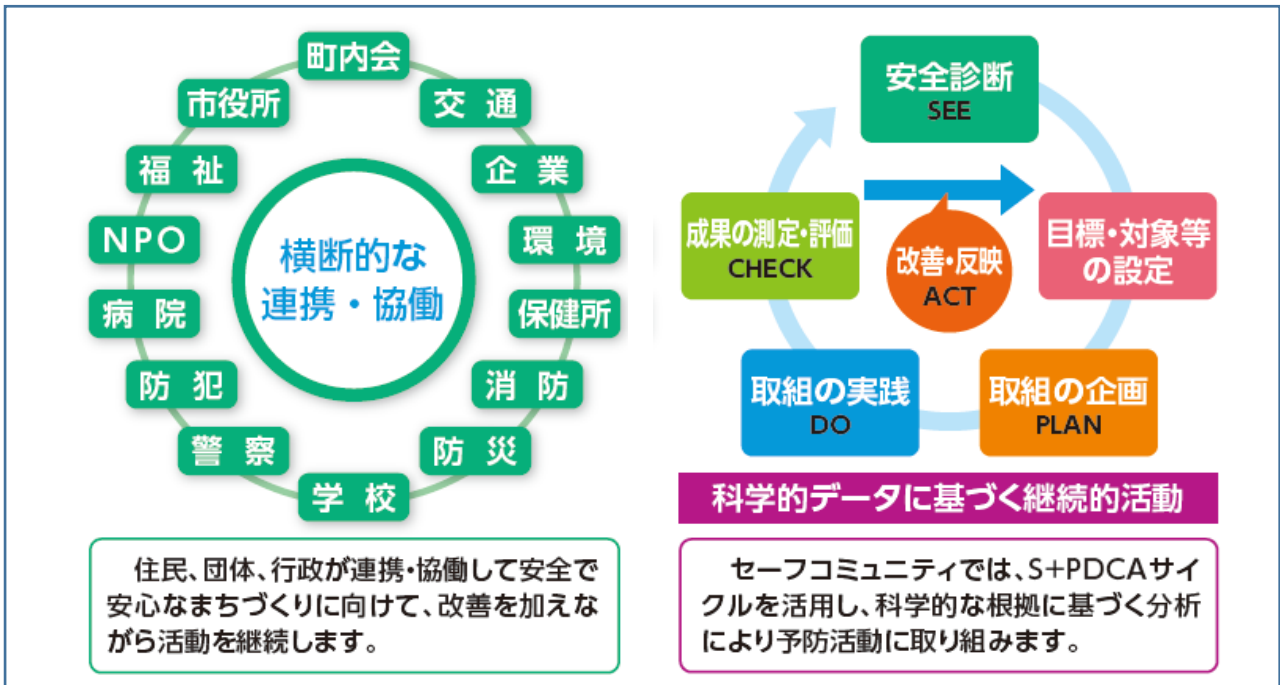
3 セーフコミュニティ活動



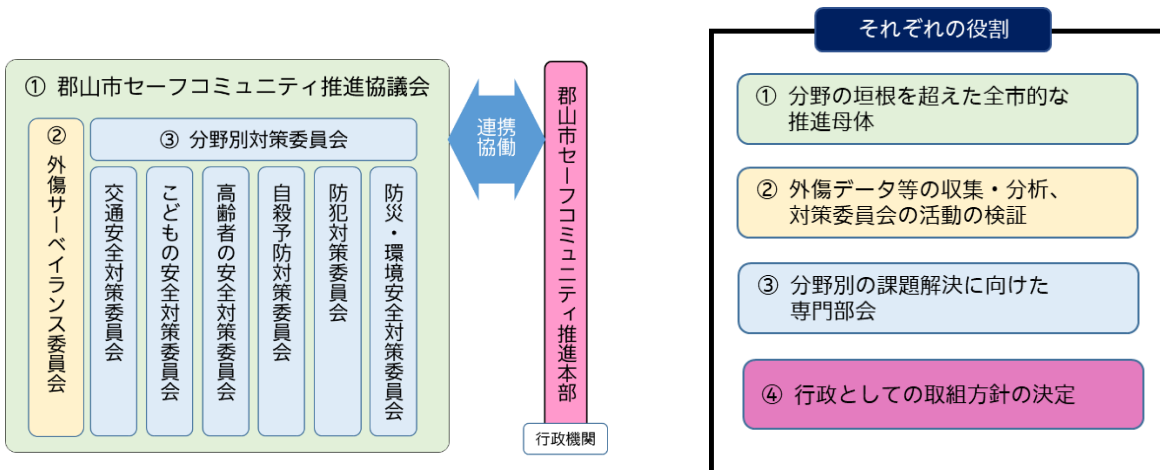
セーフコミュニティとは、「生活の安全と安心を脅かすけがや事故は、原因を究明することで予防できる」という理念のもと、地域の実情をデータを用いて客観的に分析し、地域で活動する団体や市民、関係機関、行政などの「協働」により、けがや事故の予防に取り組んでいる地域(自治体)のことを言い、WHO(世界保健機関)が推奨し、国際セーフコミュニティ認証センターが認証する世界的な取り組みです。

本市は、2018(平成30)年2月にセーフコミュニティ国際認証を取得し、5年後の2023(令和5)年2月に再認証を取得しました。セーフコミュニティの推進を本市施策の基盤的取組として、協働による安全で安心なまちづくりを推進するとともに、地区・地域においてもセーフコミュニティ活動の輪を拡げ、より安全で安心なまち“こおりやま”を目指しております。

<セーフコミュニティの活動>



<セーフコミュニティの組織>



<自殺予防対策委員会の活動>



マスメディアを活用しての啓発活動



「自殺予防街頭キャンペーン」を実施



相談窓口をまとめたリーフレットの作成



パネル展示

「自殺予防対策委員会」は、多様な分野からなる委員が、安全安心なまちづくりの実現のため、「自殺予防」について協議を行っています。

また、本市の自殺に関するデータの分析などから、重点課題をあげ、課題改善に向けた取り組みの検討を行い、市の事業の見直しや新たな取り組みの提案を行うなどの活動もを行っています。

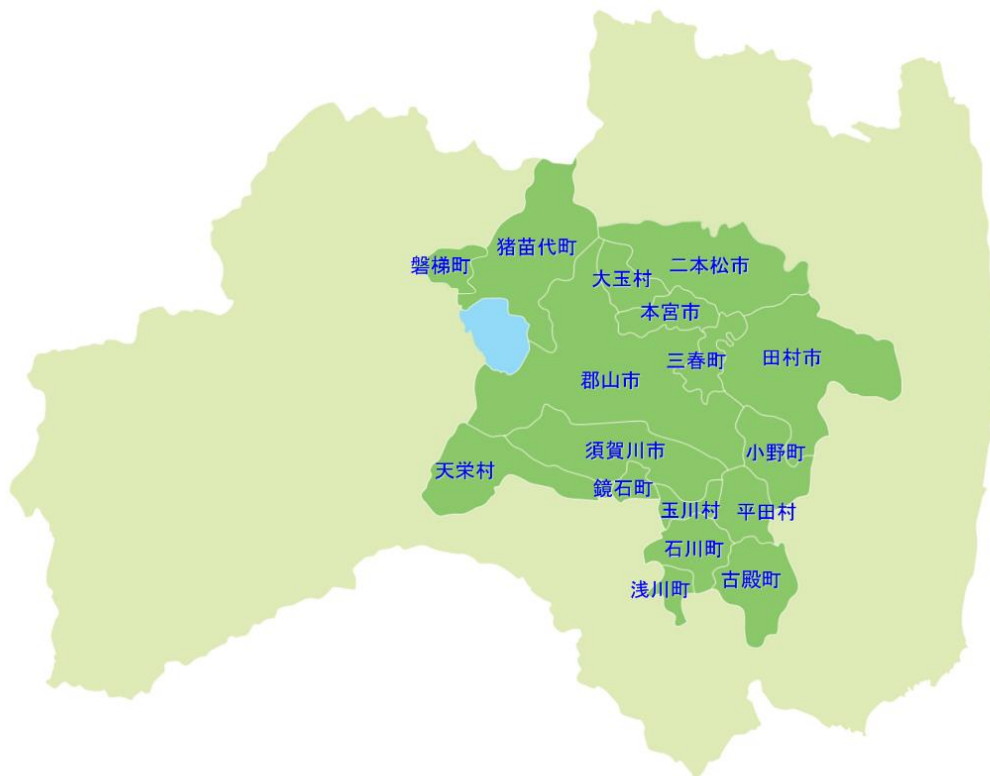
4 こおりやま広域連携中枢都市圏との協働

本市は、『「広め合う」、「高め合う」、「助け合う」こおりやま広域圏』の理念のもと、こおりやま広域連携中枢都市圏の圏域自治体とともに、持続可能な圏域の創生に取り組んでおります。

圏域自治体においても、急速な少子高齢・人口減少が進む中、持続可能な地域社会とするため、自殺対策に関しても、圏域全体で取り組んでまいります。

こおりやま広域連携中枢都市圏(略称：こおりやま広域圏)

構成自治体	5市8町4村（17自治体） （郡山市、須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、磐梯町、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町）
人口	約63万人（福島県の約3分の1）
面積	約3,372km ² （福島県の約4分の1）



出典：こおりやま広域連携中枢都市圏ビジョン

資料編

資料－1 自殺対策基本法

資料－2 郡山市自殺対策基本条例

資料－3 郡山市自殺対策推進庁内委員会設置要綱

資料－4 郡山市セーフコミュニティ推進協議会会則

資料－5 計画改訂経緯

資料－1 自殺対策基本法

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

- 第一章 総則（第一条―第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条―第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条―第二十二條）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条―第二十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の実情に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっ

ては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵(かん)養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策

の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

資料一 2 郡山市自殺対策基本条例

郡山市自殺対策基本条例

平成 29 年 6 月 30 日

郡山市条例第 36 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 基本的施策（第 9 条—第 16 条）

第 3 章 推進体制（第 17 条—第 20 条）

第 4 章 雑則（第 21 条・第 22 条）

附則

誰もが、心身ともに健康で安心して暮らすことを望んでいる。しかしながら、わが国においては、毎年、健康問題、経済問題、家庭問題、人間関係等の様々な理由から多くの方が自殺で亡くなっている。

それは本市においても例外ではなく、日々の生活に不安を感じている多くの市民がいることに加え、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害の影響等により避難している方の孤立等、自殺につながる可能性がある様々な問題を抱えており、自殺対策は重要な課題の一つとなっている。

自殺に至る背景には様々な社会的要因があり、私たち一人ひとりが自ら又は家庭において自殺防止に向けた取り組みを行うことはもとより、自殺を社会全体の問題として捉え、本市の実情に応じた自殺に関する制度の見直し、相談・支援体制の整備等の社会的な取り組みを充実することにより、市民一人ひとりが、自殺に対する関心と理解を深め、誰もが自殺に追い込まれることなく、心身ともに健康で安心して暮らすことのできるまちづくりの実現を目指し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、自殺が社会問題になっている状況に鑑み、自殺対策についての基本理念を定めることにより、市、事業主、学校等教育機関、市民並びに議会及び議員の責務を明らかにするとともに、自殺対策に関し必要な事項を定め、自殺対策の総合的な推進を図り、市民一人ひとりが、誰も自殺に追い込まれることなく、心身ともに健康で安心して暮らすことのできるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 自殺対策は、自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号。以下「法」という。）第 12 条に規定する基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を踏まえ、自殺は防ぐことのできる社会的な問題として認識し、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取り組みとして、安全・安心なまちづくりと一体となって実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺には多様な社会的要因が背景にあることを踏まえ、単に精神保健的な観点から

のみならず、自殺の実態に即して実施されなければならない。

- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、市、国、他の地方公共団体、医療機関、事業主、学校等教育機関、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他関係する者の相互の密接な連携及び協力の下に実施されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、自殺対策について、関係機関との連携のもと、自殺に関する現状を把握し、本市の状況に応じた施策を策定して実施するものとする。

- 2 市は、市内の自殺に関する状況及び情報について分析するとともに、緊急を要する場合は、速やかに対応するものとする。
- 3 市は、市民の経済的及び精神的な問題等の生活上の悩みに関する相談等について、各種窓口の充実及び業務の連携により適切に対応するものとする。
- 4 市は、医療機関、事業主、学校等教育機関、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他関係する者が実施する自殺対策に関する取り組みを支援するものとする。
- 5 市は、職員等が、心身の健康を保持し職務に従事することができるよう、適切な措置を講ずるものとする。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持つとともに、自殺に対する正しい理解を深め、市及び関係機関と連携し、その職場で働く全ての者が心身ともに健康で職務に従事することができるよう、職場環境づくり等適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 福祉、医療、教育その他のサービスを提供する事業主は、市及び関係機関と連携し、当該サービスの利用者の心身の健康を保持するために適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校等教育機関の責務)

第5条 学校等教育機関は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持つとともに、自殺に対する正しい理解を深め、市、関係機関、保護者等と連携し、児童生徒及び学生等が心身ともに健康な生活を送ることができるよう、適切な措置を講ずるものとする。

- 2 学校等教育機関は、いのちの尊さを学ぶ機会を設けるよう努めるとともに、児童生徒及び学生等からの心の迷い等の兆候を見逃すことなく、適切に対処するものとする。
- 3 学校等教育機関は、いじめと自殺の因果関係の有無に十分配慮するとともに、いじめの防止及び早期発見に努め、いじめの対策に万全を期するものとする。
- 4 学校等教育機関は、市及び関係機関と連携し、教職員等が心身ともに健康で職務に従事することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、自殺が自己に関係のある問題となり得ること及び自殺の防止等に資する行為を自らが行い得ることを認識し、自殺及びその背景にある問題に対する正しい理解を深めるとともに、それぞれが自殺に関し適切な役割を果たすよう努めるものとする。

(議会及び議員の責務)

第7条 議会は、自殺対策に関する市の施策が効果的に推進されるよう調査するとともに、評価を行い、必要に応じ、提言を行うものとする。

- 2 議員は、自らが自殺対策の担い手としての自覚を持つとともに、自殺に対する正しい理解を深め、自殺対策に積極的に取り組むものとする。

(名誉及び心情並びに生活の平穩への配慮)

第8条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者、自殺未遂者及び自殺のおそれがある者並びにそれら

の親族を含む周囲の人々の名誉及び心情並びに生活の平穩に十分配慮し、これらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

第2章 基本的施策

(調査研究の推進等)

第9条 市は、自殺対策に係る調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(市民の理解の増進)

第10条 市は、教育活動、広報活動等を通じ、自殺の防止等自殺に関する諸問題への市民の理解を深め、市民一人ひとりが自殺対策の担い手となるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第11条 市は、自殺対策を推進するため、関係団体等との連携協力を図りながら、人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康保持及び自殺発生回避の相談体制等)

第12条 市は、職域、学校等教育機関、地域等において、市民の心の健康の保持及び増進並びに自殺の発生を回避するための相談を受けることができる体制の整備及び充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供の体制整備)

第13条 市は、心の健康保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者の早期発見に努めるとともに、必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、医療機関等との適切な連携の確保等の施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等への支援)

第14条 市は、自殺未遂者及び自殺のおそれがある者が、自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自死遺族等への支援)

第15条 市は、自死遺族又は自殺未遂者の親族等が受ける複雑かつ深刻な心情に配慮し、その深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体等への支援等)

第16条 市は、自殺対策に取り組んでいる民間団体等が継続的に事業の展開を図ることができるよう、各団体等の実情に応じた支援等を行うよう努めるものとする。

第3章 推進体制

(計画の策定)

第17条 市は、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するため、法第13条第2項の規定に基づき、計画を策定するものとする。

(推進組織の設置)

第18条 市は、自殺対策を効率的、効果的に実施するため、推進組織を設置するものとする。

(財政上の措置等)

第19条 市は、この条例の目的を達成するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(報告及び公表)

第20条 市は、毎年、自殺対策に関する計画について評価を行い、市における自殺の概要及び施策の実施状況を議会に報告するとともに、市民に公表するものとする。

第4章 雑則

(条例の見直し)

第 21 条 この条例は、自殺対策の運用状況、実施効果等を勘案し、第 1 条の目的の達成状況を評価した上で、必要に応じて見直しを行うものとする。

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 29 年 9 月 10 日から施行する。

資料一 3 郡山市自殺対策推進庁内委員会設置要綱

郡山市自殺対策推進庁内委員会設置要綱

(設置)

第1条 郡山市自殺対策基本条例（平成29年郡山市条例第36号）第18条の規定に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するため、郡山市自殺対策推進庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 自殺対策の推進に関すること。
- (2) 自殺対策計画の策定及び見直しに関すること。
- (3) その他自殺対策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長には保健所次長、副会長には保健・感染症課長をもって充てる。
- 3 委員には、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要に応じ委員以外の市職員等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、保健福祉部保健所地保健・感染症課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は平成30年5月18日から施行する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部 局	職 名
総務部	総務法務課長
	職員厚生課長
政策開発部	広聴広報課長
税務部	市民税課長
	収納課長
市民部	市民・NPO活動推進課長
	男女共同参画課長
	国民健康保険課長
	国保税収納課長
	セーフコミュニティ課長
文化スポーツ部	国際政策課長
保健福祉部	保健福祉総務課長
	生活支援課長
	障がい福祉課長
	健康長寿課長
	地域包括ケア推進課長
	保健所総務課長
	保健所健康づくり課長
こども部	こども政策課長
	こども家庭未来課長
	こども家庭支援課長
	保育課長
産業観光部	産業雇用政策課長
建設部	住宅政策課長
教育委員会事務局 教育総務部	生涯学習課長
	中央公民館長
	勤労青少年ホーム館長
教育委員会事務局 学校教育部	学校管理課長
	学校教育推進課長
	総合教育支援センター所長
	教育研修センター所長
上下水道局	お客様サービス課長

資料一 4 郡山市セーフコミュニティ推進協議会会則

郡山市セーフコミュニティ推進協議会会則

(名称)

第1条 郡山市セーフコミュニティ推進協議会（以下「本会」という。）を本会の名称とする。

(目的)

第2条 本会は、セーフコミュニティ活動に必要な事項を協議し、情報の共有、活動の連携を図り、地域活動団体、関係機関、行政等（以下「団体等」という。）の協働による安全に安心して暮らすことができるまちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1)セーフコミュニティ活動の推進に関する会議
- (2)セーフコミュニティ活動の検証及び評価
- (3)団体等の連絡調整
- (4)セーフコミュニティの普及啓発
- (5)その他セーフコミュニティの推進に必要な事業

(組織)

第4条 本会は、別表第1に掲げる者（以下「会員」という。）をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 若干名
- (3)監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、郡山市長の職にある者とする。

- 2 副会長は、会員の互選とする。
- 3 監事は、会員の互選とする。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表するとともに会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときにはその職務を代理する。
- 3 監事は、この会の会計事務を監査し、その結果を会議において報告する。

(アドバイザー)

第8条 本会にセーフコミュニティの推進に必要な事項を調査及び研究するため、必要に応じアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、会長が委嘱する。
- 3 アドバイザーは、第9条、第11条、第13条のそれぞれに規定する会議に出席して意見を述べるることができる。

(会議)

第9条 会議は、会長が招集し、議長は、会員の中から選出する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に会員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明

を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(対策委員会)

第 10 条 本会に分野別の取り組みを行うため、別表第 2 左欄に掲げる対策委員会を置き、その庶務は同表右欄に掲げる郡山市の各課等において処理する。

(1)対策委員会は、団体等の中から会長が指名する者をもって組織する。

(2)対策委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。

(3)委員長は、対策委員会を総理する。

(4)副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(対策委員会の会議)

第 11 条 対策委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

3 委員長は、対策委員会で行った調査等の経過及び結果について会長及び第 12 条に規定する外傷サーベイランス委員会に報告するものとする。

(外傷サーベイランス委員会)

第 12 条 本会に外傷等の発生動向及び予防活動について調査、審議、評価等を行うための外傷サーベイランス委員会（以下「サーベイランス委員会」という。）を置き、その庶務は郡山市市民部セーフコミュニティ課において処理する。

(1)サーベイランス委員会は、次の各号のいずれかに該当する者から会長が指名する者をもって組織する。

ア 地域医療の関係者

イ 学識経験者

ウ 団体等の会員又は職員

(2)サーベイランス委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。

(3)委員長は、サーベイランス委員会を総理する。

(4)副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(サーベイランス委員会の会議)

第 13 条 サーベイランス委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(事務局)

第 14 条 本会の庶務を処理するため、事務局を郡山市市民部セーフコミュニティ課に置く。

2 事務局の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(経費の負担)

第 16 条 本会の運営に要する経費は、郡山市負担金をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 17 条 本会の予算の編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第 18 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

本会則は、平成 27 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

本会則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本会則は、平成 30 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

本会則は、令和元年 6 月 10 日から施行する。

附 則

本会則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本会則は、令和 5 年 6 月 14 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

郡山市セーフコミュニティ推進協議会会員	
1 一般社団法人郡山医師会	30 郡山市建築行政協力会
2 一般社団法人郡山歯科医師会	31 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会
3 一般社団法人郡山薬剤師会	32 福島さくら農業協同組合郡山地区本部
4 郡山市自治会連合会	33 郡山商工会議所
5 郡山市消防団	34 郡山地区商工会広域協議会
6 郡山市民生児童委員協議会連合会	35 一般社団法人郡山労働基準協会
7 郡山市自主防災連絡会	36 特定非営利活動法人うつくしま NPO ネットワーク
8 郡山地区保護司会	37 郡山郵便局
9 郡山市居宅介護支援事業所連絡協議会	38 郡山労働基準監督署
10 郡山市地域包括支援センター連絡協議会	39 郡山警察署
11 郡山市老人クラブ連合会	40 郡山北警察署
12 郡山市PTA連合会	41 郡山地方広域消防組合
13 郡山市明るいまちづくり推進委員会協議会	42 郡山市
14 郡山市体育協会	43 郡山市教育委員会
15 郡山市スポーツレクリエーション協会	
16 郡山市婦人団体協議会	
17 郡山市青少年健全育成推進協議会	
18 郡山市子ども会育成連絡協議会	
19 特定非営利活動法人郡山市私立保育園連絡協議会	
20 郡山市保育園協会	
21 郡山市認可保育所長会	
22 郡山市私立幼稚園・認定こども園連合会	
23 郡山地区交通安全協会	
24 郡山北地区交通安全協会	
25 郡山市交通安全母の会	
26 郡山市安全で安心なまちづくり推進協議会	
27 郡山地区防犯協会連合会	
28 郡山北地区防犯協会連合会	
29 郡山市障がい者自立支援協議会	

別表第2（第10条関係）

対策委員会	庶務
交通安全対策委員会	郡山市市民部セーフコミュニティ課
こどもの安全対策委員会	郡山市こども部こども政策課
高齢者の安全対策委員会	郡山市保健福祉部地域包括ケア推進課
自殺予防対策委員会	郡山市保健所保健・感染症課
防犯対策委員会	郡山市市民部セーフコミュニティ課
防災・環境安全対策委員会	郡山市総務部防災危機管理課

資料一 5 計画改訂経緯

月 日	庁内委員会	S C 推進協議会	その他	内 容
令和5 (2023)年 5月12日	●			令和5年度第1回 郡山市自殺対策推進庁内委員会 <ul style="list-style-type: none"> 「郡山市いのち支える行動計画」の進捗状況(2019年度～2022年度) 郡山市の自殺の現状 「郡山市いのち支える行動計画」改訂概要
令和5 (2023)年 5月16日		●		郡山市セーフティ推進協議会 令和5年度第1回自殺予防対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> 「郡山市いのち支える行動計画」の進捗状況(2019年度～2022年度) 郡山市の自殺の現状 「郡山市いのち支える行動計画」改訂概要
令和5 (2023)年 7月13日		●		郡山市セーフティ推進協議会 令和5年度第3回自殺予防対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> 「郡山市いのち支える行動計画」中間評価報告(2019年度～2022年度) 「郡山市いのち支える行動計画」改訂概要(骨子含む)
令和5 (2023)年 7月25日	●			令和5年度第2回 郡山市自殺対策推進庁内委員会 <ul style="list-style-type: none"> 「郡山市いのち支える行動計画」中間評価報告(2019年度～2022年度) 「郡山市いのち支える行動計画」改訂概要(骨子含む)
令和5 (2023)年 8月10日 ～8月23日	●			郡山市自殺対策推進庁内委員会 庁内意見照会 <ul style="list-style-type: none"> 「郡山市いのち支える行動計画」2022年度評価報告 「郡山市いのち支える行動計画」中間評価報告(2019年度～2022年度) 「郡山市いのち支える行動計画」体系に基づく各課取組
令和5 (2023)年 9月14日		●		郡山市セーフティ推進協議会 令和5年度第4回自殺予防対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> 「郡山市いのち支える行動計画」2022年度評価報告 「郡山市いのち支える行動計画」中間評価報告(2019年度～2022年度) 「郡山市いのち支える行動計画」体系に基づく各課取組
令和5 (2023)年 9月22日 ～9月27日	●			郡山市自殺対策推進庁内委員会 庁内意見照会 <ul style="list-style-type: none"> 「郡山市いのち支える行動計画」2022年度評価報告 「郡山市いのち支える行動計画」中間評価報告(2019年度～2022年度) 「郡山市いのち支える行動計画」体系に基づく各課取組(体系含む)

令和5 (2023)年 10月3日		●	<p>令和5年郡山市議会9月定例会 文教福祉常任委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「郡山市いのち支える行動計画」2022年度評価報告 ・「郡山市いのち支える行動計画」中間評価報告(2019年度～2022年度) <p>※郡山市自殺対策基本条例第20条の規定に基づき、本市は毎年、自殺概要及び施策の実施状況について、議会に報告するとともに、市民に公表することとしております。</p> <p>※2023年度は本計画の改訂に向け、2022年度の年度評価のほか、計画初年度の2019年度から2022年度までの中間評価についても、議会に報告しました。</p>
令和5 (2023)年 11月8日		●	<p>郡山市セーフティ推進協議会 令和5年度第6回自殺予防対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「郡山市いのち支える行動計画」改訂(案)
令和5 (2023)年 11月29日～12月5日	●		<p>令和5年度第3回 郡山市自殺対策推進庁内委員会(書面開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「郡山市いのち支える行動計画」改訂(案)
令和6 (2024)年 1月1日～2月15日		●	<p>改訂(案)のパブリックコメント手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見提出件数：0件
令和6 (2024)年 3月13日		●	<p>郡山市セーフティ推進協議会 令和5年度第8回自殺予防対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「郡山市いのち支える行動計画」改訂(案)
令和6 (2024)年 3月18日		●	<p>庁議報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「郡山市いのち支える行動計画」改訂(案)
令和6(2024)年3月			「郡山市いのち支える行動計画」改訂

2024（令和6）年3月 改訂

発行 郡山市
編集 保健福祉部 保健所 保健・感染症課
〒963-8024 福島県郡山市朝日二丁目15番1号
TEL 024-924-2163 FAX 024-934-2960
E-mail hokenkansen@city.koriyama.lg.jp

